

令和4年第2回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第76号

令和4年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月27日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年6月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和4年第2回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月7日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 白 川 正 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

5番 京 兼 愛 子 6番 竹 林 昌 秀

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、京兼愛子君、6番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

3番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 皆さん、おはようございます。3番、鈴木です。よろしく願いいたします。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問を進めさせていただきますと思います。

この6月定例議会からは、執行部の皆さんも、また、議員側も新しい方が数名おられます。我々議員は町長を含め、先般、4月に厳しい選挙戦を勝ち抜き、皆さん、この1議席を頂いております。これからの4年間はこの体制でしっかりと務めてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、私自身、新しいこの4年間のスタートにトップバッターで一般質問をできるというのは非常に光栄であります。私のこの4年間の一般質問の目標というものが一つあります。それは一般質問の放送を聞いてくださっている方々、住民の皆様方に分かりやすい内容、聞き取りやすい言葉、しゃべり方に気をつけて取り組んでまいりたいと思っております。お願いいたします。

さて、つい先日の雨の降り方、今日の天気を見ていましたら、もうすぐそばまで梅雨入

りが来たのかなと思います。四国地方の梅雨入りは6月11日、12日頃と言われております。梅雨に入れば少し肌寒さが戻りますが、体調管理には一層のこと気をつけていただきたいと思います。また、梅雨時期には食中毒にも気をつけていただきたいと思っております。

それでは、始めさせていただきたいと思います。今回は大きく2問の一般質問を行います。一つ目は、デジタル化の必要性和町の対応です。二つ目は、農地つき空き家の利便性と課題です。

では、一つ目の質問に入りたいです。

総務省は令和2年12月25日に閣議決定された自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画、通称自治体DX推進計画ですが、これが策定されました。これはデジタル社会に向けた実現に改革の基本方針ということであります。ごくごく簡単に言えば、国民の誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化という意味だそうです。

令和3年9月1日に国はデジタル庁を発足いたしました。今後はあらゆる行政手続のオンライン化が物すごいスピードで加速度的に進むと思われます。そこで問題となるのは、住民の方々や我々のデジタルの活用力です。私自身も得意なほうではありませんが、苦手な方々を取り残すことなく、全ての世代にデジタル化の恩恵が届くように官民が連携して進まなければならないということです。

一見、デジタル化と聞くと、皆さん、難しい、無理だと、大変やと思う方がいると思います。でも本当は違うんです。私もやってみて実感いたしました。デジタル化は優しく、やれば必ず便利だということは分かっています。

まんのう町でもこの4月から携帯電話のスマートフォン決済アプリで町税、保険料が納められるようになりました。このように日々デジタル化というのは進んでいます。難しいことをやり出したな、そう思う方もいるかもしれませんが、実は高齢者や移動や歩行が困難な方にはとても便利になっているんです。役場からおうちが遠い方、役場に遠いところを来庁しなくても、おうちのほうで町税や保険料等の手続ができるんです。

ほかにデジタルの例を挙げてみますと、皆さん、コロナワクチンの予約を思い出してみてください。何度も電話をかけるなど時間を浪費し、いらいらして怒り心頭した方がたくさんいたと思います。これも携帯のスマートフォン、またパソコン、そういったものから予約をすればスムーズにできていたのです。かといって、今すぐ何でもかんでもできるとは言いませんが、まずは携帯電話をスマートフォンに変えるだけでも、デジタル化に対して少し変わってくると思います。

そこで、お聞きします。

近年、デジタル化の進む中、役場の中にデジタル課、もしくはデジタル推進室等の新たな部署をつくることを予定してはと思います。近隣の市町では、1町を除き、あとは整備をされています。デジタル課、デジタル推進室をつくることにより、新たな試み、また、スタートが切れると思います。町長の御答弁をお聞かせください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木崇容議員のデジタル化の必要性和町の対応についての御質問にお答えいたします。

役場の中にデジタル課もしくはデジタル推進室等の新たな部署をつくることを予定してはとの御質問ですが、今年度より全庁的・横断的に自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するために「デジタル化推進プロジェクトチーム」を発足することを指示いたしました。これは、統括責任者を副町長として、各課より人選した18名の職員によりチームを編成しております。

自治体DXはデジタルを活用して共通事務の見直しや複数の分野に散在する業務をそろえることが大変重要です。具体的には、国が策定した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画において、重点的取組事項として六つの取組事項が示されておりますが、特に自治体情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化は期限が決められており、早急な対応が求められております。まずはこれらについていかに進めていくかがこのチームで取り組むべき直近の課題でございます。

また、住民の皆様の利便性に資する自治体DXをどう進めていくかを検討していくということもチームの使命の一つと考えております。そして、今後はデジタル人材の育成、確保も進めながら、プロジェクトチームからデジタル推進室等へ昇華できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

まず初めに、先ほど御答弁の中にありました、今年度4月1日からですか、デジタル化推進プロジェクトチームが発足して、18名の職員で編成していると言われましたが、私もつい先日まで知りませんでした。この周知というものはどのようにされていたのか、ちょっとお聞かせください。

○白川正樹議長 総務課長。

○萩岡総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

デジタル化推進プロジェクトチームにつきましては、総務課のほうから全課に向けまして募集をいたしました。それで課長会を通して等で募集をしまして、その中から課長補佐級以上、もしくは課長補佐級に限らず、若い職員でそういったものにたけている者を集めるということで、18名集まってまいりました。

組織としましては、中心となるのは、デジタル推進計画にも上げておりますとおり、副町長が統括責任者ということで位置づけておりまして、情報政策部門としては企画政策課、あと行政改革、人事、財政担当の立場として総務課が参加しまして、あとほかに全課を業務担当部門ということで位置づけてまして、18名のプロジェクトチームということで編成をいたしております。よろしく願いします。

○白川正樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 御答弁いただきましたが、執行部側の中での周知というものは分かりますが、我々に対して周知というものはいつしていただいたのかお聞かせください。

○白川正樹議長 総務課長。

○萩岡総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

町長のほうが3月の定例会のときに、町政報告のときにたしかデジタルプロジェクトチームを結成するというので周知はいたしております。

○白川正樹議長 3番、鈴木崇容君。 (竹林昌秀議員退席 午前9時44分)

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。非常に大事なものですので、私も聞き逃していたところがありましたが、改めて発足するときに、もう一度、皆さんに聞かせていただけたらよかったです。あまりみんな知らなかったという人が多分多いと思うんです。

次の質問に入ります。

先ほどの町長の御答弁の中にも、今後はデジタル人材の育成、確保も進めながら、プロジェクトチームからデジタル推進室等へ昇華できればと言われていましたが、これは具体的にどういうことかお聞きいたします。

○白川正樹議長 総務課長。 (竹林昌秀議員入室 午前9時45分)

○萩岡総務課長 再質問にお答えします。

国から言われてますように、デジタル化につきましては期限が切られております。その関係で、現段階ではプロジェクトチームということで、今、問題点と意識の共通化といえますか、そういったことで進めておりますけども、近い将来といえますか、来年度に向けてデジタル推進室か推進課を設けるということで、課の編成ということで考えていくということで、今、進めております。よろしくをお願いします。

○白川正樹議長 3番、鈴木君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。来年度に向けて進んでくれるということは、非常にありがたいことだと思います。

しかし、デジタル推進室、推進課ですか、つくるときは、私はしっかりとした専門の方に業務委託をして、行政のデジタル管理をしていただき、オンライン授業のタブレットやパソコン関係、そして、ウイルスバスター等、ランサムウェア等の管理をしていただきたいと思います。

近年、ランサムウェア、これはどういう事件かといいますと、相手のパソコンの中身を奪い、そして、パソコンを一切動かなくして、元に戻してほしいというのであれば、身の代金を出しなさいという犯罪です。世界の大手の食品会社の中には120億円も身の代金を支払ったという例もあります。非常に大事な役場では、ものを預かっている管理というものがありますので、しっかりとした課をつくっていただき、管理をしていただきたいと思います。そのお考えというものをお聞かせください。

○白川正樹議長 総務課長。

○萩岡総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

デジタル化の推進計画、国が求めているものの中にセキュリティーの強化というものも入っております。そういった面で、デジタル推進室になるか課になるかちょっとまだ分かりませんが、その中で、先ほど町長も言いましたけども、デジタル人材の育成、確保ということで、全国的にデジタル人材というのはなかなか確保するのが難しいということで、できれば、本町といたしましても、民間からの導入ということも視野に入れながら考えていって、先ほど言いましたように、セキュリティーの強化等も含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 鈴木君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。総務課長が、今、おっしゃられたように、セキュリティーの強化、そういったものをしっかりとしていただかなければ、先ほど言いましたウイルスとかランサムウェアというのは、恐らく役場にとっては心臓部分になると思います。本当に甘く考えていたら、住民の皆様方の大事な個人情報というものが全て奪われ、動かなくなります。パソコンや通信機器というのも一切動かなくなるそうですので、しっかりと来年に向けて頑張ってもらいたいと思います。

これは本当に必ずしもこの手のプロ集団がするとは限らないらしいです。私もちょっと調べたら、これによく似た模倣犯というのものもあるそうです。今の正直役場のセキュリティーというものはすんなり入れるぐらいのレベルだと思いますので、そういったところをデジタル化のスピードについていき、強化というものをしていただきたいと思います。

それでは、一つ目の質問を終わります。

○白川正樹議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

鈴木君。

○鈴木崇容議員 それでは、二つ目の質問に入ります。

二つ目は農地つき空き家の利便性と課題についてお聞きします。

2018年（平成30年）3月に、国土交通省が農地つき空き家の手引というものを発表いたしました。そこには田園回帰等の住民促進に向けて、空き家や農地を地域資源として活用すると断言しております。

現在、まんのう町で空き家として登録している農地つき空き家が3件とお聞きしていますが、実際は登録していない空き家、農地つき空き家がたくさんあると思います。

平成29年度の空き家等実態調査では、まんのう町の空き家件数は639件とお聞きしております。しかし、これは今から5年前の調査結果です。現在はかなりの空き家の数になっていると思われます。まんのう町の空き家になっているところは、そのほとんどが農地つき空き家だと思います。空き家だけ貸したり売ったりするのではなく、その空き家の周りの農地をどうするのか、これはもちろん農業委員会のほうに諮る必要があると思いますが、その旨をお聞きしたいと思っております。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木崇容議員の農地つき空き家の利便性と課題についての御質問にお答えいたします。

急激に進行する少子高齢化社会の中で、地域における人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴い、全国的に空き家等が増加しており、防災、防犯、安全、環境等の面で地域住民へ悪影響を及ぼしており、早期解決が求められています。

まんのう町は平成29年度に空き家等実態調査を実施しており、調査結果では建物数が8,130軒、そのうち空き家軒数は639軒あり、空き家率は約7.9%となっております。それ以降、空き家は年々増えているものと思われます。

まんのう町では空き家の有効活用を図り、町内への移住・定住を促進するため、空き家等情報登録制度（空き家バンク）と、この制度を利用した空き家リフォーム工事及び家財道具の処分に対する補助事業を実施し、空き家の活用を図っております。

内閣府が行った農山漁村に関する世論調査での移住に関心のある都市部住民に対する「農山漁村に定住して過ごしたいこと」という質問に対して、「農林漁業を趣味として」と答えた人は34.8%、「主な所得源として」と答えた人は29.8%で、農林業に高い関心があります。

現在、まんのう町の空き家等情報登録制度では、空き家と農地を合わせて貸したいまたは売却したい方の登録が3件ございます。その空き家を利用したい、または購入したい方がおられた場合に、貸手、借手の双方が具体的なお話になってまいります。その際に農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受ける必要があります。農業委員会は農地の全てを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、一定の面積を経営すること（下限面積要件）、周辺の農地利用に支障がないこと等の要件を全て満たした場合に限り許可することとされています。

下限面積の基準につきましては、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能になってはいますが、他の要件につきましては、農業委員会で協議が必要であるため、農地つき空き家の使用または売却の交渉成立には時間を要することになります。

このような案件があった場合には、地域振興課と農業委員会が連携を密にし、対応してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 3番、鈴木君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

内閣府の世論調査では、これも都会に住むまだ若い世代の方の約4割の人が移住を希望する旨の意向を示されているそうです。まんのう町にも移住・定住を考え、住んでいただける人がいるかもしれません。ですから、先ほどの御答弁の中で言われた交渉成立には時間を要すると言われましたが、私はこれでは駄目なのではないかなと思います。借手が諦めてしまう、そういうことになりかねないと思います。それまでに実態調査をしっかりと、地域振興課と農林課が連携して、迅速な交渉成立になるように、その手前までの調

査をしっかりとしていく必要があると思いますが、そのあたりのことをお聞かせください。

○白川正樹議長 課長。

○松下地域振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

今、おっしゃられたように、今、農地つきの空き家というものが3件ございます。その中で農地を貸したいということはありませんが、今のところ、農地が全てというふうな申出があります。その方が持っている農地、いろんなところに農地を持っていると思います。その中で農地を、こちらで多分おられないので、その農地と空き家全てを売却したいというふうなことがあります。その場所とかそういったものがありますので、具体的にこの農地、また、空き家、本当にどこまで売却したいのかというところを今後はもう少し詰めて、その段階の中で事前にまた農業委員会のほうとも、こういった場所なんだけどというふうなことを今後は詰めていきたいなというふうに思います。以上でございます。

○白川正樹議長 3番、鈴木君。

○鈴木崇容議員 今、地域振興課長の御答弁をいただきましたが、私が言っているのは、農地つき空き家を借りたり買ったりするときには、農地と一緒にということを行っているんです。ですから、今、御答弁いただいたことはちょっとずれているのかなと思いますが、移住してくる方が畑なり田んぼなりしたいと思う方がいて、そういった方がすんなりと農地も一緒に買えるのかということについてはどのようにお考えですか。お聞かせください。

○白川正樹議長 課長。

○藤原農林課長 失礼いたします。鈴木議員の再質問について農林課からお答えいたします。

農業委員会につきましては、現在、農地利用の最適化業務を積極的に進めているところでございます。農地流動化をその一部で進めているところなんですけども、農地法3条の審査につきましては、まず、農地を買い受けようとする方が、営農の意欲がある方かどうかということが一番のポイントになってきております。それで、もちろん移住してくる方が農家をやってみたいということであれば、当然、新規就農者としての位置づけもできますので、そういった場合には、県の普及センターの方にも御相談申し上げて、新規就農者としての位置づけもできますし、また、農地の取得の下限面積につきましては、現在、まんのう町は40アール以上の耕作という条件をつけておりますが、一部ではどうしても不整形な農地で、周辺の農家の方がどうしてもその農地を耕作することが困難な場合には、その空き家を買って住まわれる方でなかったら管理ができないということが判断できれば、その方に許可を出すということもこれまで数件出ておりますので、そういった個別の案件について、地域振興課と協議を進めて、迅速に処理ができるよう今後努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 3番、鈴木君。

○鈴木崇容議員 条件がいろいろつくというのは分かります。では、下限面積を超え

る農地つき空き家としたときには、それでも移住される方は、それを購入することができるのですか、お聞かせください。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼します。再質問にお答えします。

4反を超える耕作面積ももちろん4反を超えている時点で要件を満たしているということもありますので、買われる方が耕作の意欲があるかどうか、そのみになると思います、条件としては。以上でお答えとさせていただきます。

○白川正樹議長 3番、鈴木君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。耕作をする意欲というものがあればできるということが分かりましたが、もちろんそれにはそこが都市計画区域に入っているとか、農業振興指定地域になっているとかいろいろあるとは思いますが。仮に購入した農地をすぐに宅地に転用することは可能なのですか、お聞かせください。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼します。再質問にお答えします。

農地転用につきましては、まず、その転用しようとしている土地が農用地区域内農地であるかどうか、まずそこがポイントになります。農用地区域内農地であれば転用そのものできないと。ただし、一定の要件を満たす位置にあれば、農振除外を経て、農振整備計画の変更を経た上で宅地なり駐車場なりに変えるケースは多々ございますので、場所によっては可能かと思うんですけども、一つ条件がありまして、農地を購入して3年間は耕作していただくという運用で、今、動いておりますので、御理解をお願いします。以上です。

○白川正樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。今、農林課長がおっしゃられた3年以上、3年3作ということだと思います。それなんです、普通一般の方は、農業をしている方が農地を買えると思っている方が多いので、都会から移住してくる方が農地を買えるのかということ、手続に時間がかかるとかよく言われるんですが、そういったところをまんのう町がスムーズにしていただけのならば、移住してこられる方も増えるということは、必然と本町の人口増加にもつながる可能性があると思いますので、そういったところを手続をしっかりとさせていただきたい、そう思います。

また、農業委員会さんのほうにも諮るとおっしゃられていましたが、その事務局は農林課だと思いますので、その手前までのことはしっかりできるとは私は思います。しっかりと地域振興課の課長さん、また、農林課の課長さんが手を合わせて迅速に対応していただきたいと思います。答弁は結構です。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○白川正樹議長 以上で、3番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。

よい雨が降って、私もトマトやナスビや南京やスイカを植えたのが枯れんで済んだなど思ってます。景観用のヒマワリを植えとるんですが、これ発芽率が水田の中で非常に悪くて、日に日に、朝、見に行きよるんですが、なかなか思うに任せません。花粉のつかん切り花用は出始めたんです。夏に贈答品で切り花を配ろうかなと思ってます。切り花というのは花粉がつかんのですね。机の上に置いても、花粉が落ちてこん分ですね。物すごいヒマワリは種類があります。ヒマワリを堪能し、味わう町になったらいいなど、そんなふうに思うわけでありませう。

さて、私の今回の質問は、就任以来、97本目です。97、98、99本。ここまでやったら、私の頭の中は使い尽くして知恵がなしになつとるんですね。ちょっと私は行政手法とか考え方とかそういうものをよしたら、物すごいうちの町はようなりやせんかなという、そういう観点です。行政手法に関する内容になってきたなということでありませう。

町長にお伺ひします。

内部統制をどのように進めるのか。現在、どのような観点で見ているのか。手法、概略日程を問ひます。

総務省が内部統制のガイドラインというのを平成31年、近い時期に出してありますので、これを引用し、参照した町の考え方をお伺ひできたらと思ひます。お願ひします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の内部統制をどのように進めるのか。現下の視点、手法、概略日程を問うについての御質問にお答えいたします。

限られた人員で複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し、住民サービスのさらなる向上を図っていくためには、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することができるよう、事務の適正性を確保することが重要と考えております。

このため、今般、事務の適正な管理及び執行を確保する取組である内部統制制度を一部導入し、町長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び分類し、対応策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、町民から信頼される町政の実現を目指すとともに、職員にとっても安心して働きやすい職場環境の実現を目指すことといたします。

取組につきましては、統制環境の整備・運用を行うために、次の三つの点が特に必要であるとと考えております。

一つ目が、私、町長の使命感であります。住民の信頼確保、行政運営の透明性向上等を目指して、組織マネジメント改革に使命感を持って取り組む必要があります。そのためには内部統制の正しい理解と全庁的意識改革が必要と考えております。

二つ目が、基本方針の策定であります。全庁的な決定事項とし、全庁的に周知・徹底、モニタリングの実施、基本方針の柔軟な見直しが重要です。個々の職員が遵守しなければ意味がないことに留意する必要があります。

三つ目が、組織体制の整備・活動であります。本来、内部統制の整備・運用の取組を支援する部署を明確にする必要がありますが、既に地方公共団体では法令等や業務マニュアルなど多くのルールに基づき、組織と権限の明確化、決裁ルールの確立などの考え方が存在し、新たな取組を行うものではなく、個別の統制を再編・整理していく取組と考えるべきと考えております。

主たる担当者以外は理解やチェックができない個人完結型の業務プロセス、曖昧な業務分担、担当1人が取り仕切る業務状況、決裁責任者が不明確、こうしたケースが事務処理のミスや不正を招く要因であることから、まず、フローチャート等で業務の可視化を行い、リスクを洗い出すことが重要であると考えております。

なお、地方自治法上、本町においては、内部統制の体制整備等について努力義務となっておりますが、今後、本格的な制度導入に向けて取り組むべき課題と考えておりますので、調査研究してまいりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の使命感、職員の意識だとまず冒頭におっしゃって、大変立派な御見識と敬服申し上げます。基本方針が要るとか、組織のこととか話されました。

これ、内部統制とはうっとうしいこと、余分な仕事をつくったら、ただでさえ職員を急がせて、職員は合併以来ようけ減ってあれですね。新しい組織をつくるのがいいのかどうか、これはちょっと、私、大きな疑問を持っております。

何でこんな内部統制やうっとうしいことを私が言うかいうたら、やっぱりこれ以上不祥事を起こしたらいかんということです。結構ばらばらばらばら、うち、不祥事が連続起きよりましたね。とうとうお金を預かっとなる人が着服、業務上横領をしてしまったわけで、これを何とかせないかん。事務事業がうまいこといきよるときに内部統制やいうたって、そなののは改革の手はつけられませんが、やっぱり不祥事が起きたときこそ体質改善、好機ですね。チャンスだと私は申し上げたいわけですね。今だったらやっぱりやらないかんということだろうと思います。

基本方針をつくることも結構ですけども、地方自治法は町長、議会、監査委員の三者の牽制と協力、連携体制を法律構造として持っております。これをいかに機能させるかだと思うんです。そして、住民への情報公開とか説明責任を果たせば、住民も評価、点検してくれるということなんだと思います。

町長、地方自治法体系の三者牽制体系をどのように駆使されようと思うのか、ここをちよっと御答弁願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、地方自治法は長、議会、そして監査委員の三者牽制と、その連携構造でできていることをどう運用するのかについてお答えいたします。

先ほどの答弁でも申しましたが、本町においては内部統制の体制整備等について努力義務となっておりますが、今後、本格的な制度導入となった場合は、地方自治法に規定され

ておるとおり、内部統制に関する方針を策定し、内部統制体制の運用、その評価報告書の作成、監査委員による評価報告書の審査、そして、監査委員の審査に付した報告書を議会に提出し、住民への公表となります。

よって、内部統制制度の評価につきましては、三者牽制の下、P D C Aサイクルの仕組みの中で実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 最後のところでP D C Aサイクルを回すと、目標管理ですね。それに尽きるんだらうと思いますけれども、それを言われてしまうと、もうこの話は終わってしまうようなところですが、大事なところだと思います。

監査委員さんの見識をもう少し發揮してもらいたいと、私、思うんですね。本議会にも監査委員報告ありましたけれども、正確に記載されておりましたと一覧表が出るだけで、監査委員さんは見識を持っておいで、実は毎月の例月監査とかなんとかで結構御指摘なさってますよね。合併した当時の監査委員さんも結構言いよった。それから、この前、退任された人もなかなか厳しいんじゃないと言いつた。見識發揮されよるんやけど、その中身が一つも議会に、正確に記載されておりましたぐらいの形式的なものに終わってますよね。

事務事業をやっている、少々しくじったり間違えたりすることはあるわけです。それを評価、点検する仕組みが機能して、それが了解されればうまくいくんじゃないかなと思うんです。町長、ちょっと議会も監査委員さんがどなんことされよるか関心を持ってなかった。だから毎月の預金通帳、証書を点検されよらなんだことを気づいてなかったですね。大失態で気づき損ねた。

監査報告に指導内容を項目でええから、誰がどうしたまで書かんでええけども、こんなことを指導しよるといふ報告をもろて、ああそうかというふうに、町長と議会と監査委員の連携体制を個別具体的に結びつけたいと思うんですが、町長、お考えをお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、監査報告を個別具体の指導内容も議会報告すべきではないか。帳簿の整合性と現金と有価証券の保管の整合性だけでなかろうについてお答えいたします。

監査方法につきましては、御存じのように、令和2年に全国の自治体の監査基準が統一され、その基準に従い運用が行われているとのことでございます。

また、監査委員は、「独立性を担保するため、議会、長、又はその他の執行機関あるいは外部の圧力等によって何らの干渉を受けることなく、また、特定の者や集団に特定の利益又は不利益を与えることなく、常に法令及び条例、規則に従い、自らの判断と責任において、誠実かつ厳正に、その職責を遂行すべき基本的義務を有している。」とされておりますので、職権を侵さないような配慮は必要であると考えておるところでございます。

よって、質問の内容につきましては、監査委員事務局を通して監査委員にお伝えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 そうですね。監査委員さんの独立権限性は尊重したいですよ。しかし、意見を述べて、協力し合い、相談し合うことは必要なので、ぜひとも我々議会も含めてやっていけたらと、そんなふうに思います。一遍にいきませんわね。

帳簿の整合性とお金があるかないかだけの報告では、行政の評価、点検はできたとは言えないように思いますね。お金があるかないかもちょっと見てくれよらなんだんで、これはあってはならんことですよ。

それで、決算審査に監査委員が意見を付すことになっておりますけれども、私は決算審査の資料が行政評価そのものであったら、行政評価の格別の資料を作らんでええから、決算審査の資料を的確に行政評価につながるように作ったら、そして、監査委員がちょっと意見を言うてくれたらええように思うんですけど、行政評価、事務事業評価に監査委員さんの見識を盛り込めんのか、冒頭の答弁で幾分触れられてたように思いますけれども、もう少しこのところをお願いしたいです。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林さんの再質問にお答えいたします。

今、御指摘のありました事項に関しまして、監査委員事務局を通して監査委員にこの件を説明をするように話をしておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 監査委員にお願いするだけじゃなくて、事務方が決算資料、町政報告とか事務事業評価の書式を検討せないかんですよ。それを積み上げていかないことには、議会も監査委員も的確な判断はできませんですよ。一遍に100点を取るとなったらいかんですよ。手をつけたときは33点か42点ぐらいで、毎年、じわじわ積み上げて、八十二、三点取れるようになったらええとせないかんですよ。95点も取ろうと思ったら、弊害のほうが出て、ほかのことに障ると思いますから、程度、あんばい、加減、それは双方が事務事業の総体を見て考えないかんと思います。

それから、監査委員事務局に非常勤とかでいいですから、的確な識見を持った事務方を整えてあげな、監査委員さんに手間暇かけてせえいうたって難しいと思いますね。町長、これをいかがお考えになりますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいまの御質問にお答えいたしたいと思っております。

その点につきましては、今後、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 検討させていただきますという答弁をいただくと、質問者の大失敗ということになりますね。答えを得たいんですけども。

町役場の中で扱ってるお金は、出納しかお金は出ませんから、ほぼ間違いが起きる可能

性は少ないんですけども、本庁外で現金を扱ったりしてますよね。特定の方が長く担っているケースがある。これはぜひとも町長の側も行政の執行として点検するし、議会も関心を持つし、監査委員さんもそこに手をつけてくれないかん。手に合わんところはやっぱり一時的に専門性を持った人を補充せないかんと思いますね。それに見合う人を見つけないかんし、時間がかかることも分かりますけども、検討対象にしていただけたらと思います。

その基軸視点、内部統制する物の考え方を、町長、どう考えておるんか、それをお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

監査委員のお考えはどうかというのであれば、先ほども申し上げましたとおり、我々執行部から独立した地方自治法で規定された執行機関でございます。よって、私からは答弁できませんが、内部統制の基軸としては、事務の適正性を確保するために、事務の適正な管理及び執行を確保する取組である内部統制制度を導入し、町長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び分類し、対策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、町民から信頼される町政の実現を目指すとともに、職員にとって安心して働きやすい職場環境の実現を目指すことが基本的な考え方でございます。

そして、内部統制に係る四つの目的、事務の効率的、効果的な遂行、2番目に財務報告等の信頼性の確保、3番、事務に関わる法令等の遵守、4番、資産の保全を達成するために組織的に取り組むことでございます。これにつきましては、改正地方自治法第150条において、「財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等」が規定されており、総務省が示した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」で内部統制の基本的な枠組みや要点等が示されておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 基本的には町長の御説明のとおりなんでありますが、私がどう把握したかちょっとお伝えしておきます。

まず、合っとなかどうか、金があるんかないかという正確性です。これは間違っとならいかんのやということ、これが1番です。

それから、事務事業を行政として執行しよるのが、合目的か、教育目的を達しとるんか、住民の福利厚生を増進しとるんかという個別の事務事業の掲げた目標がありますよね。それは介護保険法は介護保険に書いてあるし、布団の丸洗い事業には布団の丸洗いの例規集に書いてますよね。目的が違っとならいかんのですよ。これが2番目だろうと私は思う。

それから、それが職員、その所管に付与された権限に基づいとるんか。要は組織権限で

すね。これと、あと正当な手順、手続の正当性、これは法令遵守、コンプライアンスといってもいいかもしれません。これが三つ目でしょうかね。

そして、町長がおっしゃったPDCA、効果を上げとるんか。100人、人を寄せるのに100万円使っとして、それでええんか。100万円使ったけど、1,000人来たら、1人当たりの投入費用は安いんですね。費用対効果。私、思うんですが、皆さんと質疑したら、節約に努めます、無駄遣いをなくしますと言うんですが、そうじゃない。利用する人、対象の人を倍にしたら、費用対効果は倍になるんですね。そういうことも含めて、費用対効果、効率、地方財政法は必要かつ最小限の出費と書いてますね。これが4番目ではないのかな。

それから、もう一つあると思います。廃棄物処理やしよったら、地元ともめへんのか。住民にどう説明するんか。それは物なしになれへんのか。リスク管理、危険性をどう掌握して、危険を覚悟しながらやらないかんのですよね。得るべき効果が小さいのに、リスクが大きければやめないかん。金との費用対効果じゃなくて、危険性との費用対効果、これがリスク管理。これは大事なことで、職員たちは本能的に知ってますね。これは危ないぞとか、これは気をつけないかんというのはよう知つとるんですけど、これもやっぱり議会や監査委員も興味を持ってええんじゃないかなと。

そして、統制の最後のところは民主主義、地方自治ですから、住民ですね。情報公開と説明責任、これぐらいやったら、これを一遍にせえとは言いませんが、これを我々が一緒に考えていったらいいんじゃないんでしょうか。基軸視点というのは、私はそう整理したんです。

私もちょっと監査委員のお勉強や総務省の内部統制のを読んだりして、ようけあり過ぎて、頭はぐちゃぐちゃですけど、これぐらいだったら分かる。

そして、町長に問います。四半期ごと町政報告を出していただけてますね。これは地方自治法は3か月ごとですが、会社法も3か月ごとで、四半期ごとにやるというのはあらゆる組織がやっていることですね。この報告が的確でないと、なかなかこれはできませんね。

それから年次成果報告書、これは決算審査と直結ですね。決算審査は予算審議そのものですね。決算でこれええやないか、もっとやれと言うんか、これはもう役目を終えとるが、一つも効果を上げてないぞと言うんか、決算こそ重要で、予算書ができたなら、我々は物を言うたってしようがないですよ。この内容を、今日、町長と私が質疑した内容を盛り込む姿勢を出してくれるのかどうか、これを町長にお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、町政報告と年次成果報告書を同上に使えるように改訂を、についてお答えいたします。

財務監査及び行政監査においては、国が定めた監査基準の規定のとおり、「事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）か

つ効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を上げていること）に行われているかについて監査することが求められる。」とされておりますことから、監査時に提出いたします定期監査報告と主要施策の成果報告書については、対前年度比較や表、グラフを多用するなど、事務事業の効果が分かりやすい様式となるよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 誠にありがとうございます。町長の答弁はあれですが、事務方は大変なんですね。やっぱり少しずつ成果を出してくれることを私たちが認めて、ようやってくれとるとか、それを言うてあげないかんですよ。

地域振興課は、私が宿泊人口の質問をしたら、早から載せてくれた、経年変化で。お見事で質問のしようがない、ここまで説明されたら。

それから、地籍調査課はこれまでの推進の経過と、地区別にどこまで進んでおって、どこがどれだけ残っておるか、将来展望までこれで残つとる。地籍調査課の報告なんてのは128点ぐらいですよ、私から言わせりゃ。一覧性のある、これをほかの医療や福祉や農林とかいろんな部署が応用してくださることを御期待申し上げておきたい。

そして、町長に問います。

住民の福利厚生と地域振興の視点を盛り込みたいんですが、どんな指標を使ったらいいんでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、住民の福利厚生の上と地域振興視点をいかに盛り込むのかについての御質問にお答えいたします。

地方公共団体における内部統制制度導入の背景には、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効果的かつ効率的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められております。

今後、内部統制制度の導入に向けて、長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び分類し、対応策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、町民から信頼される町政の実現を目指すとともに、さらに住民サービスの向上と地域の活性化にもつながるような体制整備を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の執行部と我々議会と監査委員さんと住民と四つの対流、連動で、ますます順調にいつている我が町の行政をますます発展させたい。皆さん、一緒に頑張りましょう。

1本目を終わります。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

6番。

○竹林昌秀議員 私の2番目の質問は、コロナ肺炎対策が町民の疾病、死亡、健康に及ぼした影響を問うです。国保実績と後期高齢者の実績はあるんですね。これだと高齢者のばっかりになってしまうので、できたら市町村共済組合のも併せて比較したら分かるのかなと思うんです。コロナ肺炎のことを聞きよるんじゃないんです。3密対策や消毒やしたら、どうもインフルエンザがなかったげなし、小児科病院は暇でしようがないらしいし、うちの医療会計、介護保険会計がどんな影響があったんか、ここをちょっと御説明願いたいということであります。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

国民健康保険の状況をタブレットの教育民生常任委員会、福祉保険課内に資料1として掲載しておりますので、御参照ください。

1ページは、平成28年度から令和2年度までの5年間の実績数値です。被保険者数の状況、まんのう町は後期高齢化が進んでいるため、年々減少が進んでおり、平成28年度の4,387人から令和2年度は3,854人と、5年間で533人の減少となっております。

一方、医療費の状況につきましては、被保険者の減少に相反して減少傾向とはなっておらず、被保険者1人当たりの医療費は平成28年度の42万7,000円から年々増加傾向にあり、令和2年度は47万5,000円と増加しております。

なお、令和元年度の医療費に限っては、平成30年度の18億6,300万円から1億1,800万円減少しており、これは新型コロナウイルスによる受診控えが影響していると思われ、令和2年度においては再び増加に反転したものと考えます。

次に、2ページは国保データベースが保有しております83分類の疾病について、平成30年度、令和元年度、令和2年度の3年分の疾病別保険点数のデータを抽出し、分析を行いました。保険点数の疾病に分類されないその他を除き、上位は糖尿病、関節疾患、統合失調症、慢性腎臓病、高血圧症、脂質異常症、不整脈、以下、資料のとおりとなっております。

3年間のデータを見る限り、83分類疾病上位の数値では、新型コロナにより大きく影響したところは見受けられませんが、60位のインフルエンザにつきましては、令和2年度の保険点数がゼロであることから、マスク、手洗い、消毒等、新型コロナ感染対策がインフルエンザの感染にも大きく影響したのではないかと考えております。

以上が、国民健康保険の実績データに照らし合わせた新型コロナの影響に関する福祉保険課からの所見でございます。

また、香川縣市町村職員共済組合においては、毎年、役場など所属所向けに医療費等分析報告書が提出されております。内容につきましては、所属所レポートとして年代別等の加入者特性、医療費推移や受診率などの医療費特性、生活習慣病などの疾病と医療費の特性など、大きく5項目に分けて棒グラフ等により医療費分析をしております。

このデータにつきましては、あくまでも加入者向けに提供されたものでございますので、公表できるかどうかを香川縣市町村職員共済組合に問い合わせしておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これ、疾病別を見たら、その他が圧倒的で、このその他に何が入るとるか、非常に専門家の意見を聞きたいですよね。職員だけじゃなくて、琴平医師会の先生に相談するとか、専門家方、外来患者、入院患者に接している人たちがどうつかんでおるのかとか、このデータを基に論議ですよ。これは表面だけですから。

糖尿病、関節疾患、統合失調症、これは要は昔で言う精神分裂症ですよ。それから慢性腎臓病、高血圧、高脂血、これが7番目までで、不整脈、肺がん、骨折、鬱病と、こう来ますよね。ここに保健師たちをどこへ投入するか、どこを狙い撃ちにして節約、健康増進を図るんかという、その市場戦略というか、営業で言うマーケティングのようなことをしないと、保健師の数は限られておるから、全部をやってもらうわけにはいかんなど、こういうことであります。

続いて、後期高齢者医療の実績に照らしたところ、分かる範囲で、一遍にいきません。方々に資料があるから、比較、調査、分析して、隣接市町と比較したり、経年変化を出したりやらないかんですね。コンサルを使ってもええですよ、お願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、後期高齢者医療の実績に照らした報告を求めるについてお答えいたします。

後期高齢者医療保険の状況をタブレットに資料2として掲載しておりますので、御参照ください。

〔「議長がしゃんとせえよ、議長」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これは資料の説明ですので、説明を聞いただけでも分かると思います。

〔「一般の者が分からんがな」と呼ぶ者あり〕

○栗田町長 それでは、1ページは、平成28年度から令和2年度までの5年間実績数値を掲載しております。被保険者数の状況は、平成28年度の3,777人から令和2年度は3,597人と、5年間で198人の減少となっております。

医療費の状況につきましては、年によって増減が見られるものの、5年間のアベレージ

38億円付近を推移しております。

被保険者1人当たりの医療費は、5年間のアベレージ103万5,000円付近で推移しております。

後期高齢者医療保険状況の数値では、国民健康保険に比べると新型コロナウイルスによる受診控え等の影響が少なかったことが伺えます。

次に、2ページは、KDBデータベースが保有しております83分類の疾病について、国保と同様に平成30年度、令和元年度、令和2年度の3年分の疾病別保険点数のデータを抽出し、分析いたしました。保険点数の疾病に分類されないその他を除く上位は、骨折、関節疾患、不整脈、糖尿病、骨粗しょう症、慢性腎臓病、脳梗塞、高血圧、狭心症、以下、資料のとおりとなっております。国保の疾病データと異なり、高齢に伴う衰え、フレイルによる疾病が目立ちます。

3年間のデータを見る限り、疾病別の数値からは新型コロナにより大きく影響したところは見受けられませんが、国保同様に令和2年度のインフルエンザ保険点数が極端に少ないことから、新型コロナ感染対策が高齢者のインフルエンザ感染にも大きく影響したものと考えられます。

以上が、後期高齢者医療保険データの実績に照らし合わせた新型コロナの影響に関する福祉保険課からの所見でございます。よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 インフルエンザが減っただけ分かって、あとはなかなかあれですね。ちょっと専門家と意見交換しながら、分析をさらに時間をかけてやったらどうかと御提案申し上げておきます。

皆さん、ちょっと見てください。令和2年の後期高齢者の医療は37億円です。うちの町の決算が120億円ぐらいですね。後期高齢者37億円。とある工業地帯のところと土庄町とうちとやったら、土庄町が1人当たり後期高齢者70万円切っとなってますよね。うちが1人当たり104万2,000円です。私が昔やりよるときは96万円ぐらいやったと思うんですけど、今、1人当たりも上がりよる。高度医療で単価が高くなりよる。とある工業地帯の都市は130万円ぐらい1人当たりです。倍と半分です。土庄町さん、何でそない安いんと言ったら、そこの課長が、うちの住民はお医者さんが嫌いで、行くのが手遅れになって、早う死ぬんと言ってる。そない言い方はないやろと思ったけど、そないに言うて大笑いです。笑っとな場合かという感じです。要は僻地で病院が少ないんです。

とあるところは、市長さん、何であんたのところは高いんですか言うたら、機嫌が悪かったですね。私はよその市長さんの機嫌を損ねたって、なんちゃ恐ろしくないから聞いたんですけど、市町村にはランキングがあって、差があるということです。我が町は安い町だ。ようけ行ったら保険料を上げないかん。保険料を下げるのがいかに公益なのかとみんな考えていますね。

ところで、介護保険にはどのような影響があったのか、お願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの介護保険の実績に照らした報告を求めるについてお答えいたします。

介護保険の状況につきまして、平成28年から令和2年度までの5年間の実績数値を資料3としてタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

平成28年から令和2年度における5年間の被保険者数は6,730人付近を横ばいで推移しております。要支援、要介護の認定者数は1,350人付近を横ばいで推移していますが、人口層の多い団塊の世代が85歳を迎える10年後は、介護を必要とする人が相当数の割合で増えると推測いたしております。

介護給付費の状況につきましては、平成28年度は21億400万円から令和2年度は23億2,400万円と増加傾向であり、令和2年度における認定者1人当たりの介護給付費は170万4,000円となっております。

介護保険のデータから新型コロナウイルスによる影響の相関関係は見て取れませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により、デイサービスや認知症カフェ、介護予防関連事業の一時中止が相次ぎました。

以上が、介護保険の実績データに照らし合わせた新型コロナの影響に関する福祉保険課からの所見です。よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 阪神の大山は外角球に強いのか、カーブに弱いのか、フォークボールを打てるのか、巨人の岡本は1球目は打ちにいくんか、待ちよって狙い球を絞っていくんか、阪神の青柳の投球パターンは、みんなデータ取ってますよね。ゆうべの日本・ブラジル戦だって、遠藤がキープ率、ボール奪取率どうか、全部データです。細かいで。

我々は特別会計のデータを持っている。読む眼力を持たないかん。初めて見たら分からん。私は昭和30年の仲南町の財政データから電卓たたき回ったから、頭に入ってますから、このオイルショックのときどう、リーマンショックのときどう、分かるんです。職員たちがデータを読む習慣を持ったら、読み解ける。今、ぱっとこのデータを見て、分かる人は少ない。しかし、こうやってデータがオープンにされて、みんなで読み解けば、眼力のある職員が見つけてくれる。職員たち数多くの目で統計分析しませんか。手を打ったらうまいこといくという、そんな単純なものでもないです。努力しても努力しても結果が悪くなっていくこともありますけど。

介護予防活動については、保健師さんたち、このコロナ禍、物すごく御苦労さん。いろいろ頭を悩ませながら、余分な手間暇をかけてやってくれた。本当に敬服する限りです。

議会にこうしたデータが出てきて、それを相談する空気になればいい。まずはここからであります。

そして、続いて問います。

疾病、死亡原因、健康指標の県下市町ランキング、あるいは百の香川の指標、これを評価視点とする町政報告や成果報告書にできないのかと。県の統計課がランキングをつくってますから、うちが3番やった、4番やった、5番やった、7番になった、これは誰でも分かる。難しい経営指標は我々には分からない。私が課長やったとき、介護保険料が香川県で一番高かった。これはいかん。町長の首が飛んでしまうと思って、安うするために走り回った。それから、国民健康保険が4番目に高かった。調剤費は県平均の36%高、これは犯罪か何か起きとるに違いないと思った。一生懸命、風邪引くな、けがするな、ジェネリックじゃ、多重診療、重複受診を避けよう、救急車に乗るな、けがするな、風邪引くなと言うて歩いたら、22%高までになった。

しかし、つい2年前、県平均の12%高まで来ましたね。白い袋、薬を重たいほど下げて、段ボールの箱に飲まずに放ってある。食堂の椅子にくくりつけてある。これを何とかせないかん。調剤費が異様に高い町からいかに脱出するか。これはやっぱりデータを取って観測せないかんね。狙いを絞っていかないかん。的確な照準器だ。

町長、百の指標の香川市町ランキング、これを我が町を評価する指標として横に添付するかどうか、この御答弁を願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、健康指標の県下市町ランキングと百の指標による香川を評価指標とする町政報告と年次成果報告書にしてはどうかという御質問にお答えいたします。

竹林議員も御存じのとおり、毎会計年度の予算の執行結果につきましては、地方自治法第233条及び同施行令第166条の規定に基づき、定められた様式を用いた決算を調整し、当該決算に係る主要な政策の成果を説明する書類等をつけ、監査委員の監査を経て議会の認定をいただいております。

本町の保健事業につきましても、決算時には1年間の事業実績や成果について、予算の執行に沿った主要施策の成果に関する調書を作成するほか、年4回の定例会では、常任委員会におきまして、健康相談、健康診査、健康教育など、多岐にわたる事業実績について、可能な限り表やグラフを用いて細かく御報告いたしております。

そこに竹林議員さん御提案の疾病、死亡原因の、県下市町との比較等は含んでおりませんが、それらの数値について機会を捉えてお示しすることは、町民一人一人が御自身の体に関心を持ち、示された数値を我がこととして捉えた上で保健事業に参加していただくためにも肝要であると考えます。

今後、職員の分析スキルを向上させ、町の健康課題及び対策について見える化した情報を広く提供できるよう研究してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 厚労省は見える化ということをやってますね。見える化の書式フォーマットでとりあえず報告することでいいかもしれません。一遍にはいきませんね。

それから、百の指標や百の市町ランキングやというのは、県の統計調査課がやるから、2年遅れか3年遅れぐらいになりますから、あくまで添付資料、参考資料でいいんで。その人が決めた書式、それは限られたものであって、それが町民生活や地域情報をきれいに表現しているとは言えませんから、補足資料、添付資料でやっていただけたらと思います。

さあ、町長、介護保険計画とかは、これ計画立てて3年ごとに見直す。計画どおりいきよるかというこのトレースを成果報告や町政報告に載せたら分かりよいかかなと思うんですね。計画対比、国保にはその計画がないですね。うちつくってもええかも分からん。計画対比という手法を使えるのかどうか、町長の御答弁を願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの介護保険計画とか各種事業計画の実績トレースを同上に盛り込む改訂をしてはどうかについてお答えいたします。

まんのう町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は3年ごとの見直しで、現在は第8期計画であり、第9期計画は令和5年度末までに作成しなければなりません。これまでの計画は、いかに介護サービスを拡充させていくのかを重きにおいた計画となっておりますが、今後は団塊の世代がさらに高齢を迎え、介護を必要とする人が増えること、介護従事者が不足すること、財源には限界があること、保険料の引き上げにも限界があることなどの問題を踏まえた計画が必要であり、今後の介護保険事業計画の策定に当たっては、各種事業計画とのリンクや実績トレースの調査研究が重要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 立派な御答弁をいただきました。職員たちは大変なんですよね、それをやるのは。でも、介護保険計画を3年分立てて、そのとおりによったら、その保険料でお金が間に合うということで、そのとおりに余計要りよったら、保険料足らなんだということで、一般財源投入ですね。計画とのトレースというのは非常に大事なことです。

それでは、医療と介護の保険料を低減する方法はあるのでしょうか。難しい。可能などころでお答え願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、医療と介護の保険料を低減する手法はあるのかについてお答えいたします。

社会保険料をめぐる課題としては、高齢者の増加、医療の高度化、介護サービスの増加により、医療費や介護費は今後も増え続けることが簡単に予測されます。一方、少子化により、その財源を支える現役世代の減少も鮮明でございます。増え続ける医療費や介護費、さらなる社会保障の要望が絶えない中、今の財源には限りがあり、これからの社会保障制度をいかに存続させるのか、これは大きな社会問題でございます。

社会保険料を低減するには、保険の収入を増やし、支出を減らす。保険の収入を増やすには新たな財源が必要となり、国の経済成長が求められます。

保険の支出を減らすには、医療費の削減が求められます。これまで保険料抑制の施策として医療費の適正化事業に取り組んでまいりました。安易に病院へ行かない、必要なときだけ受診する、多受診の抑制。幾つも病院へ行かない、重複受診の抑制。軽症で大病院へ行かない、かかりつけ医の推奨。むやみに薬を欲しがらない。安価な後発医薬品を申し出る。まんのう町はジェネリック医薬品の利用率は県下でトップでございます。特定健診を受ける。まんのう町の受診率はこれも県下でトップでございます。7、健康づくりを心がける。食生活を見直し運動しよう。

まんのう町ではこれらの推進を早くから取り組んでいますが、残念ながら保険料の低減に至っていないのが現状でございます。国の経済成長と日本における医療費の削減、町の施策での成果は極めて難しいと捉えております。

しかしながら、高齢者の医療と介護費の抑制については、町でもまだ取り組める方法があると考え、昨年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業に取り組んでおります。詳しくは資料4、資料5、資料6としてタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

事業の展開に当たり、KDBシステムから保険データを抽出して、まんのう町民の病気の種類や地域の健康課題の分析を行いました。国民健康保険の医療費分析では、年間100万円以上の高額な医療費を発生する人は被保険者の10%程度であること。しかし、その10%の人が医療費全体の60%を占めることが明らかになりました。

このことから、福祉保険課の保健師を中心としたハイリスクアプローチによる個別支援が必要と考え、令和4年度より医療費の高い疾病の重症化予防を重点的に取り組むこととしております。

また、介護保険で1人当たりの介護費が最も高いのは施設サービスの利用であり、介護現場の生の声を聞いてみると、高齢者の骨折で一番大変なのはトイレと入浴、骨折をして、自分でトイレ・入浴ができなくなって、やむを得ず施設サービスを頼ることとなります。

国民健康保険と後期高齢者保険の疾病別データを分析すると、国民健康保険では疾病の上位が糖尿病、関節疾患、統合失調症、慢性腎臓病となっておりますが、後期高齢者保険の上位は骨折、関節疾患、不整脈、糖尿病となっております。骨折にかかる医療費は国保の7.5倍、関節疾患は3.3倍にもなっております。

高齢による衰えは転倒につながり、高齢者の転倒は大きなけがにつながります。福祉保険課では、高齢者が最後まで自分の家で元気に暮らすためには、やはりフレイル予防が重要であると位置づけました。

このことから、集団健康教育では本年度から保健師等による地域の通いの場におけるフレイル予防に加え、生活習慣病（高血圧症）予防、オーラルフレイル予防を含めた糖尿病重症化予防のための普及啓発に取り組むこととし、少しでも社会保険料の抑制に努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町役場が職員がどんなに頑張ったって駄目ですね。住民が賢い受診行動や介護保険の利用の仕方、賢い住民にしたら、社会の効率は上がるんじゃないか。公民館です。社会福祉協議会です。スポーツ協会、文化協会、食生活改善とか、民生委員さん、福祉委員さんとか、そういう総体の地域活動、それが我が町の命運を、社会保険料の安い町に導くのではないのでしょうか。ここへのでこ入れ策を御期待申し上げます。

なお、福祉保健課には膨大な資料を載せていただいております。私にはまだこれを読み解く力がない。教育民生常任委員会でこの中身をよく話し合う、こうしたことが要るのかもしれませんが。我々議員が分かっておらんで、住民に対しては何も言えませんわね。お勉強です。

続いて、3番目。

○白川正樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 医療や介護は倫理とか人命、人権とかが関わりますから、難しいことは難しいですね。安けりやええという問題じゃない。

3番目、合併特例財政措置の運用を本町はどのように行ったのか。タブレットに載せていただいておりますが、町長、これの御説明を求めます。

そして、1回目の再質問、地方交付税の旧3町合算、この恩恵はうちの町にあったのかどうか、再質問の1までお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問、合併特例財政措置の運用をどのように行ったのかについての御質問にお答えいたします。

最初に、地方交付税の旧町合算受給の恩恵金額約9.8億円につきましては、合併以後、満濃中学校・図書館整備事業や仲南こども園整備事業といった各種普通建設事業の起債充当の裏財源に一般財源として充当してきたほか、住民の皆様のための福祉サービスや行政サービスの財源として有効、有益に活用してまいりました。

次に、合併特例債につきましては、平成18年の合併から令和2年度までに約7.6億6,000万円を調達しております。中でも満濃中学校改築事業を含む小中学校関連が一番多く、約1.9億1,000万円、25%、次いで庁舎等に約1.5億7,000万円、20%、次に、公民館等に約1.0億4,000万円、13%、道路等などに約1.0億円、13%、こども園関連で9億6,000万円、13%を活用してまいりました。

令和7年度までの発行可能額は、基金分を除くと約2.0億5,000万円であります。この残された発行可能額を庁舎等改修事業や小学校の改修事業などに充当しながら、有効、有益に活用してまいります。

なお、具体的には後ほど再質問の中で補足資料の表やグラフを交えながら御説明させていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、地方交付税の旧町合計交付を受けた恩恵は生かされたのかについてお答えいたしま

す。

タブレットの一般質問、令和4年度、第2回（6月）定例会、竹林昌秀議員の中の一般質問補足資料を御覧ください。

地方交付税の旧町合算受給の恩恵効果についてでございますが、補足資料1ページに示しておりますように、令和3年度までの合併特例措置15年間の恩恵金額は、需用費での計算でございますが、約98億円となっております。この恩恵金額につきましては、合併以後、満濃中学校・図書館整備事業や仲南こども園整備事業といった各種普通建設事業の起債充当の裏財源に一般財源として充当してきたほか、住民の皆様のための福祉サービスや行政サービスの財源として有効、有益に活用してまいりました。

具体的な数値を見ていきますと、合併当初は特例措置額が約6億円だったものが徐々に増えていき、平成24年、25年度には約10億円となっております。その数値も特例期間10年が過ぎ、激変緩和期間に入った平成28年度から徐々に逡減されており、最終年度の令和2年度では約7,000万円となっております。

次に、最下段の特別交付税を含んだ全体の交付税総額を見ていただきますと、平成18年度の合併当初、約38億円でありましたが、特例措置などにより徐々に増えていき、平成27年度、令和2年度では約44億円となっております。

また、平成28年度から、下段の表にありますように、特例措置額は5億6,000万円から令和2年度の7,000万円と逡減されておりますが、交付税の総額は逡減されることなく約43億円前後となっております。これは合併以後に発行した合併特例債や過疎債など、有利な地方債で借り入れた額の7割が後の交付税で算入されていることによるものでございます。

2ページ目のグラフは特例措置額が激減しておりますが、交付税の総額は減っていないことを表しております。

しかしながら、交付税総額が想定より大幅に減額されていなくても、歳出である公債費は毎年徐々に増えてきており、財政を圧迫する要因となっております。

今後は計画的な基金の取崩しや大型事業実施年度を分散させるなど、歳入歳出のバランスを見極めながら健全な財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、総務省は合併特例措置の15年分、まだ集計してないんですね。六、七年たった時点の資料は載ってますけど、日本中で多分うちが合併特例財政措置を掌握したトップの町であることはほぼ間違いないですね、よく似たところはあると思いますけど。

町長、最後におっしゃった。最初、合併特例の地方交付税措置は6億1,800万円ぐらいやった。ピーク、平成25年は10億2,700万円やったですね。10億円余分にくれた年もあったと。しかし、令和2年度の最終年度は7,100万円で、5年間でじわ、

どんと下げてきたと。しかし、驚くべきことに、合併の旧3町特例が終わったら、地方交付税は激減するのかと思いきや、40億円前後の横ばいですね。驚いた。とりあえず今のところは心配することないんやけど、中身が元利償還金補填分の地方交付税分が私は膨らんでおると思うから、これは納得できるんですよね。安心はできんということ町長はおっしゃった。これです。数値を見て、財政指標を見て、ブレーキとアクセル踏んだら間違いないんやと、こういうことだろうと思います。的確に事務方が掌握していただいたことに心より御礼申し上げます。

次いでは、合併特例債の活用成果はどう把握しているのか。合併特例債は何に使ったんか。さっき言ってくれましたけど、お願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、合併特例債の活用成果をどう把握しているのかについてお答えいたします。

合併特例債の活用成果につきましては、補足資料の3ページを御覧ください。

令和3年度から令和7年度までの建設枠残高は20億5,400万円であります。この残された発行可能額を令和3年度から令和7年度において、普通建設事業に計画的に調達してまいりたいと考えております。

なお、平成27年度が突出しておりますのは、地域振興基金を積み立てるために9億5,000万円調達したためであります。平成29年度が2番目に多いのは、琴南支所大規模改修工事に3億7,000万円調達したためであり、令和2年度につきましては、高篠公民館改築事業費に約3億3,000万円調達したためであります。

次に、補足資料の4ページ目のグラフは、令和2年度までの合併特例債の目的別調達状況であります。円グラフを見ていただきますと、満濃中学校改築事業を含む小中学校関連が一番多く、約19億1,000万円、25%、次いで庁舎等に約15億7,000万円、20%、次に公民館等に約10億400万円、13%、道路等などに約10億円、13%、こども園関連で9億6,000万円、13%となっております。建設枠で約77億円のうち、小中学校、こども園、公民館など、教育関連では39億1,000万円を費やしており、合併特例債発行額の約半分、51%を占めるのが分かります。

今後も、令和7年までに配分額残り約20億5,000万円を有効に活用してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、上手に使ったな。うちは教育に51%、三原教育長がおっしゃった教育立町だ。教育がうまくいっている町には若いお母さん方はうちを建ててくれる。対外的に我が町は教育にここまで力を注いだのだと我々は胸を張りたい。

そして、支所、庁舎、総務費ですね、これに20%ぐらい使ってますね。これで積極財政をやったんやけど、実質公債費、一度、7.0まで下がって、低過ぎるぞ、町長、金ためて残したら、仕事をさぼっとたら金たまるんやと、私、言いましたね。そしたら、今

は8. 3ぐらいになったけど、全然心配したことない、私、昭和30年から財政指標を見よるから。

ここで残りの残存額、合併特例債、またさらに5年延びましたね。残存額が幾らあって、何に使うつもりなのか、これがこの質問の眼目です。お願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、合併特例債の残存枠の調達方針、使途と年度割の予定を問うについてお答えいたします。

まず、合併特例債の残存枠の調達方針につきましては、補足資料の5ページを御覧ください。

令和7年度までに満濃南小学校プール改築、長炭小学校大規模改修事業、道路等その他事業に有効に調達するほか、令和4年度は繰越しをしております本庁舎3・4階空調・照明等改修事業、令和5年度には仲南支所改修事業、令和7年度には本庁舎外壁等改修事業を計画いたしております。

また、満濃南こども園、四条公民館増築などの事業につきましては、過疎債を活用するとともに、緊防債など後の交付税で7割が措置される有利な地方債を選択しながら、町の負担をできるだけ少なくする計画としておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 残り5年分の計画を出していただいてありがとうございます。中長期計画にのって調達し、執行していこうという姿勢が濃厚で、御信頼申し上げます。

しかし、これは今の時点の計画であって、このとおりでせんでもええわな。もっと出てきたら、乗り換えたってええですね。計画は計画だと思います。

それじゃあ、この措置が終わったら、特例後の資金調達方針、どんな考えなのかお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、二つの特例措置後の資金調達方針を問うについてお答えいたします。

まず、合併特例債が令和8年度から調達できなくなるわけですが、過疎債、緊防債など、後の交付税で7割が措置される有利な地方債は調達できるため、令和8年度以降は大規模事業を過疎計画に適切に盛り込み、過疎債を調達するほか、避難所や防災関連事業につきましては、緊防債を調達する方針でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 過疎債ですね。過疎債はちょっと総務省へ行かないかん、積極的に動いてやったら。

それで、各省庁の交付金メニュー、地方債や地方交付税だけでなく、政策予算の調達

の研究をせないかん。これをどうするつもりなのか。それから税収を上げないかん。これはどうするつもりなのか。この二つ、再質問の5、6番目、二つ併せて御答弁願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、各省庁の交付金メニューの研究を求める（県事業につきましても）についてお答えいたします。

各省庁からは様々な交付金が毎年補助事業として交付され、県においても有利有益な補助金が毎年交付されているわけでございます。その情報を担当課がいち早くキャッチし、県の担当課などを通じて当町事業とマッチするのか、どのような要件があるのかなどをチェックするのはもちろんのこと、ネットを使って直接各省庁に問い合わせるなど、常に情報アンテナをしっかりと張り巡らし、積極的に交付金事業に取り組んでおりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、税収の拡大を図るにはどのような方法があるのかについてお答えいたします。

まんのう町の町税の推移を見てみますと、平成26年度の調定額は約21億4,000万円、令和2年度は約21億4,800万円と微増となっております。税目別の構成比率を見てみますと、平成26年度の町民税が38.7%、固定資産税は52.5%、令和2年度の町民税は38.4%、固定資産税が約52.7%となっており、6年経過後も同様な比率となっております。

なお、固定資産税の内訳を見てみますと、土地・家屋は減少していますが、償却資産は増加傾向であります。

また、農村地域工業等導入促進法により立地した事業者の令和2年度の法人税は全法人税の30.8%、固定資産税においては全固定資産税の11.1%を占めております。

詳細なデータにつきましてはタブレットに掲載していますので、御覧いただければと思います。

税収の拡大を図る一つの施策としては、企業誘致を積極的に推進し、法人税と固定資産税の増大及び地域住民等の雇用により移住定住を図ることで個人町民税も増大していくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、誠に心強い。土地、家屋は伸びんけど、償却資産の固定資産税は伸びよる。農村工業導入が固定資産税の中に占める割合が30%、やったやった。農村工業導入法の政策は見事に機能しとるんだと。広く空いとった土地に建ってしもた。太い鉄骨、評価が高い。雑木山が宅地になった。高額の設定投資は償却資産税で上がる。産業振興だ。住民の所得を上げよう。商業サービス立地を集積するのだ。土地は遊ばせてはなりません。土地が付加価値を生む。

非常に力強い御答弁ありがとうございます。

それでは、町長の掲げる選択と集中のための的確な事務事業評価が必要ではないかと思っております。町民生活と地域実態の掌握を所管課ごとにどうやっていったらいいのか。そして

政府統計、経済センサスや商工業統計、これをどう使っていくのか、7番目から8番目までのまとめて再質問を御答弁願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、選択と集中のための的確な事務事業評価が必要ではないかについての御質問にお答えいたします。

令和4年3月定例議会でも申し上げましたとおり、現在、事務事業評価は休止しております。しかしながら、竹林議員御指摘のように、効率的に合併特例財政措置が運用できるような事業に結びつける必要があると考えますので、他の評価手法を活用しながら運用したいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

町民生活と地域実態の把握を所管課ごとにもどうしていくのかについての御質問にお答えいたします。

町民生活と地域実態の把握は重要な課題であると認識しております。総合計画をはじめ、様々な計画策定においてはニーズ調査などを実施し、策定委員に町民の方に入らせていただいておりますので、各所管課が工夫をしながら町民の声を聞き、計画策定に至っております。

さらに、コロナ禍で数年実施できておりませんが、書面提出により実施しております町政懇談会でも、地域の代表の方々と地域実態や困っていることをお聞きし、優先順位をつけながら各所管課で対応を迅速に行っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、政府統計の分析から焦点課題を行えぬかについての御質問にお答えいたします。

政府統計には財政面から人口動態など様々な統計がなされております。その統計を分析し、今後の行政課題を見つけ出すとともに、政策に生かせるよう検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長選挙がなかったから、町長の所信が伝わってない。しかし、今日の質疑で実に鮮やかに語っていただいた。現状把握と課題の把握、手法を解いていただいた。誠にありがとうございます。有益な御答弁でございました。

○白川正樹議長 以上で、6番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で1時から再開いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、京兼愛子君、質問を許可します。

○京兼愛子議員 5番、京兼です。一般質問の通告の許可を議長よりいただきました

ので、P T A組織の性別規定について質問します。

まず初めに、本町の各小学校、中学校のP T A組織の学校単位で役職、性別、年齢などを詳しくお示しください。よろしくお願ひします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 京兼愛子議員のP T A組織の性別規定についての御質問にお答えいたします。

一つ目のお尋ねは、本町の各小中学校のP T A組織を学校単位で詳細な報告、役職、性別、年齢を求めるとのことでございます。

まず、満濃中学校についてでございます。P T A組織につきましては、役員といたしまして会長が1名、副会長3名、書記3名、会計3名、学級部長が1名、会計監査が2名の合計13名で組織されております。

役員の性別についてでございますが、会長、副会長は全て男性、会計3名のうち2名が男性、その他の役員が女性であり、男性の比率が46.2%となっております。

次に、小学校でございますが、組織としましては、ほとんどの小学校におきまして、会長、副会長、書記、会計、会計監査といった役職がございます。

役員の性別につきましては、男性の比率が低い学校で10%、高い学校では66.7%であり、全体で27.5%となっております。人数にしますと、小学校のP T A役員51名のうち14名が男性、37名が女性となっております。

なお、御質問において求められております役員の年齢につきましては、個人情報でもあり、調査をしておりませんので、御理解いただきたいと思ひます。

以上、京兼議員の質問の答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 5番、京兼愛子君。

○京兼愛子議員 ありがとうございます。男性の比率が中学校では多いんですね。小学校は女性のほうが多いという感じですか。

全国に68ある都道府県政令指定都市単位のP T A組織を対象に、一部役員を女性に限定するなど、性別規定を設けているかどうか調べたところ、3割強に当たる21組織が現在も規定を維持していると5月14日の新聞に記載されておりました。

本町において性別規定を設けているかどうか、設けているのならどういう規定なのかお示しください。よろしくお願ひします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 京兼議員の再質問は、性別規定を設けているかどうかのことでございます。

小中学校のP T A組織につきまして会則を確認しましたところ、性別規定と申しますか、役員に「母親代表」との記載がある学校が1校ございました。これは、各校の上位組織であります仲多度郡P T A連絡協議会、さらにはその上部組織であります香川県P T A連絡協議会に「母親部会」があるために存在しているものと考えております。そのため、

ほかの学校におきましても、女性の役員が上部組織の「母親部会」に参画しているよう
ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 5番、京兼愛子君。

○京兼愛子議員 ありがとうございます。地域単位のPTAでは、会長などの役員
が男性に占められているケースがあり、性別規定をこうした事態を避けるために女性副会
長を1名以上置くと規定しているところが多く、性別規定を撤廃したところは、子育ては
家族全体で取り組むものだから、家庭の在り方が多様化し、保護者の価値観も変化したた
めと理由を説明しています。

また、規定を残しているところは、副会長に男女両方を置く、女性のみで構成するところ
がある、担当者は規定がないと男性が多くなり、女性の意見の反映が難しくなると説明
しているが、近く変更する、変更を検討中、今後検討すると回答しています。

本町ではジェンダー平等の観点から、今後、見直しを考えているかどうか、御意見をお
聞かせください。よろしくお願いします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 京兼議員の再質問は、ジェンダー平等の観点から、今後、見直しを考
えているのかどうかとのことでございます。

小中学校のPTA組織につきましては、教育委員会の管理の下にある組織ではございま
せん。しかしながら、各学校のPTA組織において、性別規定の在り方につきまして議論
をしてもらえればと思っていますので、御理解賜りたいと思います。

以上、質問の答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 5番、京兼愛子君。

○京兼愛子議員 ありがとうございます。ジェンダー平等の観点から、各地で見直
しが進んでいる一方、子育ての代表として母親の意見を重視すべきだという風潮が根強い
です。性別規定がなくても、女性が進んで参加してくれるのが望ましい形だと思います。

本町において、各分野で女性の活躍を支援する場所の確保を期待して、私の一般質問は
終わります。

○白川正樹議長 以上で、5番、京兼愛子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、1番目の質問を許可します。

○真鍋泰二郎議員 1番、真鍋泰二郎でございます。さきの4月の町議会議員選挙に
おきまして、町民の皆様より信任をいただきまして、この議場の場に立たせていただい
ております。今後は町民の皆様と町行政との中取り持ちとして十分誠心誠意努めてまいり
たいと思います。

それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問をさせてい
たきます。初めてのことでございますので、過去の質問、討論経過と重複する部分もあるかと思

ますし、何かと手間取ることもあるかもしれませんので、その点は御容赦いただければと存じます。

本日は、大きく二つのことについて質問いたしますので、御回答をお願いいたします。

まず、一つ目の質問ですが、自転車損害保険の加入義務化に伴う自転車の安全利用についてです。

香川県では香川県自転車の安全利用に関する条例が改正され、本年4月1日より自転車損害保険への加入が義務化となりました。自転車損害保険への加入義務化の条例改正は平成27年10月に兵庫県で初めて導入されて以降、全国的にも多くの地方自治体で義務化や努力義務とする条例が制定されており、国土交通省においても加入促進の後押しを行っています。

条例の制定状況に関しては、タブレットの一般質問、令和4年6月定例会の真鍋泰二郎の資料1を御覧ください。

こちらのほうに地方公共団体の条例の制定状況、令和4年4月1日現在というところがございしますが、義務化としております都道府県が30、努力義務としている都道府県が9ございます。このように47都道府県のうち39の都道府県、また、それ以外でも政令指定都市においてこの義務化、努力義務の条例が制定されております。

そこには手軽な交通手段として子供から高齢者まで幅広く利用されている自転車が加害者となる人身事故をめぐり、高額な賠償を命じられる事例が増えているという背景があるからです。

実際の事故の事例を見てみますと、小学生が夜間自転車で帰宅途中、歩行中の女性と正面衝突、女性は転倒し、頭を強く打ち、頭蓋骨骨折などの重傷を負い、一命は取り留めたものの、意識が戻らない状態となる。この事例では、小学生の保護者に対し9,521万円の賠償が命じられました。

このほかにも、タブレットの先ほどと同じく一般質問、令和4年6月定例会の真鍋泰二郎の資料2を御覧ください。

こちらの資料は日本損害保険協会のホームページより取りました。こちらのほうを確認していただきますと、先ほど申しました9,521万円、その下、9,330万円、9,266万円などなど、到底保険がないと払えないような賠償金でございます。こういう裁判の判例では、自転車の運転者やその保護者に対してこのように多くの賠償金の判例が出ているのが現実であります。

手軽に利用できる自転車であればこそ、被害者にも加害者にもなります。交通事故は被害者はもちろん、加害者になってもいけない、これが交通安全の大原則であると考えます。

また、香川県自転車の安全利用に関する条例の第3条に、基本理念として、自転車の安全利用は自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用することにより、県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すがあります。これこそが我々の目指すところではないでしょうか。

さて、我が町の現状はどうか、ここで2点お伺いします。

まず、1点目、町内における交通事故の発生状況と傾向、そのうち自転車が絡む交通事故の件数をお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋泰二郎議員の自転車損害保険の加入義務化に伴う自転車の安全利用についての一つ目の質問、町内における交通事故の発生状況と傾向、また、そのうち自転車の絡む交通事故の件数はどのようになっているのかについてお答えいたします。

まず、令和3年中の県内の交通事故情勢は、人身事故の発生件数が3,287件（前年比435件減）、負傷者数が3,957人（前年比557人減）、死者数が37人（前年比22人減）といずれも減少したものの、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト3位であり、依然として厳しい情勢となりました。

また、町内における交通事故は、発生件数47件（前年比5件減）、死者数1人（前年比1人減）、負傷者数57人（前年比4件減）であり、こちらも減少傾向にあります。

このうち自転車が関係する事故は2件で、1件は中学生が当事者となっております。

また、平成29年から令和3年の過去5年間で自転車が関係する事故は19件発生しており、年齢別では中学生以下の子供が6件、高校生が3件、高齢者が6件、その他が4件であり、自転車に関係する事故のうち、6割以上が子供と高齢者が占めているのが現状でございます。よろしくお伺いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 町長より、県内では減少しているようですが、10万人当たりでワースト3位ということで、非常に交通事故はまだまだ件数も多いように感じます。

また、町内の平成29年以降の自転車が絡む事故ですけれども、やはり中学生以下の子供であるとか高齢者の方、自転車を一番使う世代というのが、やはりこの中学生、また、高齢者であるんだなということが分かりました。

そこで、2点目です。

まんのう町では遠距離を自転車で通学している子供たちがいます。自転車損害保険への加入が義務化された今、通学用の自転車は全車加入が必須であり、学校において交通規則とともに強い指導、啓発が必要であると私は考えますが、執行部の見解をお伺いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋泰二郎議員の再質問は、通学用の自転車の自転車損害保険の加入の義務化に伴う学校における指導、啓発の必要性についてでございます。

本町におきまして、児童生徒が自転車通学をしているのは、長炭小学校及び満濃中学校でございます。これらの学校におけます通学用自転車への損害保険の加入状況について確認をいたしました。

その結果でございますが、長炭小学校におきましては、6年生1名が自転車での通学を

しており、その自転車につきましては、自動車保険等の特約による保険が付保されております。

また、満濃中学校につきましては、1年生が128名、2年生が101名、3年生が102名の合計331名が自転車で通学をしております。この331台の自転車につきましては、自転車の利用者向け保険、自動車保険等の特約、香川県PTA連絡協議会の保険など、損害保険に加入している自転車が295台であります。

しかしながら、通学に使用している自転車の約1割に当たります36台の自転車が保険に未加入でありましたので、これら自転車の利用生徒の保護者に対しましては、早速、中学校を通じ何らかの自転車損害保険に加入するよう依頼をいたしたところでございます。

なお、真鍋議員御指摘のとおり、香川県自転車の安全利用に関する条例の改正によりまして、本年4月1日から自転車損害保険への加入が義務となりましたことから、今回、学校で自転車の乗り方の指導を行っている町内小学校の4年生以上の児童が使用している自転車について、自転車損害保険への加入を確認いたしました。

その結果、4年生以上の児童が使用する自転車は全体で431台、そのうちの319台、74%の自転車が自転車損害保険への加入をいたしております。自転車損害保険への加入がない自転車112台につきましても、それぞれの学校を通じ自転車への損害保険付保が義務となったことを説明するとともに、何らかの自転車損害保険に加入するよう依頼をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 詳しい状況を教えていただき、感謝いたします。やはりまだ義務化になったとはいえ、100%ではない。そういう状況である中、中学校、また、小学校においても啓発活動、また、交通安全の活動をしていただいているということで安心いたしております。今後とも引き続き、そういった活動をしていただけたらと思います。

それで、議会事務局にありますメールボックスのほうに、先日、四条小だよりが入りました。その中でも自転車損害保険の加入についてということで、啓発するような記事がございましたので、さすがまんのう町、やってくれているなということで感心いたしました。

また、この自転車なんですけども、道路交通法で軽車両に分類されておりますので、違反をすると、自動車と同じように罰則が科せられます。違反運転が重大な交通事故につながるのは必定であります。子供たちはもちろん、先ほどもありましたように、高齢者の方、幅広い世代が利用する自転車ですので、先ほど申し上げました県条例の基本理念に基づいた交通安全、自転車損害保険加入促進の啓発活動を今後もお願い申し上げ、一つ目の質問を終わります。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

1 番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 それでは、二つ目の質問のほうに移ります。

二つ目の質問ですが、民生委員・児童委員のなり手不足、活動支援についてです。

皆さん、御存じのように、民生委員・児童委員は生活に困っている方、高齢者、障害のある方、児童、独り親家庭などの相談に応じたり助言を行っており、地域住民の皆さんの身近な相談相手であり、行政とのかけ橋となる重要な役職です。

民生委員・児童委員は非常勤の地方公務員でありながら、無報酬のボランティアですので、その任に当たる人は社会福祉の増進に熱意のある志の高い人たちであり、我が町の民生委員・児童委員、また、主任児童委員の皆さんには、感謝とともに敬意を表する次第です。

私は地元自治会の福祉委員をしている関係で、これまで民生委員・児童委員と共に活動する機会が何度かありました。そこで民生委員・児童委員を頼りにしている住民の皆さんの多くの声を聞き、その必要性、重要性についてしっかりと認識しております。

しかし、幾つかの問題点を感じます。まず、民生委員・児童委員の主な活動はさきに申し上げたとおりですが、近年、その活動が多岐にわたり、内容も複雑化し、大きな負担がかかっているように感じます。

また、民生委員・児童委員のなり手不足が全国的な問題となっております。その原因には負担の多い活動、民生委員・児童委員そのものの認知度の低さなどが考えられます。なり手不足を何とかしなければということで、次回の改選より民生委員・児童委員の定年を75歳から78歳にするようですが、これは問題を先送りにしただけで、根本的な解決にはなっておりません。また、後継者となり得る人材の発掘も急務であります。

どの業界にも高齢化や後継者問題がある昨今ですが、地域住民の福祉増進に欠くことのできない重要な役職ですので、何としても解決を図らなければならないと考えます。

本年11月末に民生委員・児童委員の改選を迎えるに当たり、ぜひとも執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

そこで、3点お伺いします。

まず、1点目、町はどのようなことが民生委員・児童委員の負担になっているとお考えですか。体力的負担、精神的負担等があるかと思しますので、お願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋泰二郎議員の民生委員・児童委員のなり手不足と活動支援についての一つ目の御質問、町はどのようなことが民生委員・児童委員の負担になっているのか（体力的負担・精神的負担）についてお答えいたします。

民生委員・児童委員の職務は厚生労働大臣より委嘱を受けた非常勤の公務員として高齢者世帯や独り暮らしの高齢者宅への訪問、相談支援だけでなく、社会福祉協議会の事業への参加をはじめとして、各種会議、会合への参加など、多岐にわたります。

特に少子高齢化や核家族化の進展により地域のつながりが希薄となる中、地域福祉のつ

なぎ役として生活困窮者の生活相談、また、単身高齢者や独り親世帯、最近では児童虐待、ひきこもりなど、民生委員の相談、支援を必要とする方が増えており、住民の抱える課題が複雑化、多様化し、民生委員に寄せられる相談内容も困難度が高くなっております。

それに加えて、災害発生時における高齢者や障害者等の災害時要援護者への支援体制にも民生委員は重要な役割を担っております。

また、民生委員の職務は民生委員法第14条及び児童福祉法第17に規定されてはいるものの、非常に抽象的であり、具体的な活動は個人の裁量に委ねられているのが現状です。実際の現場でも民生委員の職務か否かの線引きが曖昧となっており、本来、民生委員の職務に含まれない作業を引き受けてしまうケースもあり、職務内容の曖昧さが課題となっております。

今後は行政側が職務内容を明確に示し、関係機関と協力しつつ、可能なものについては専門機関等へ引き継ぐなどの対応が必要と考えます。

さらに、民生委員の負担軽減には自治会や社会福祉協議会、また、地域の福祉活動を行っているボランティアとの役割分担や連携が必要だと考えます。また、困難なケースを民生委員が一人で抱え込まないように、行政や専門機関が適切に助言を行い、負担軽減のため支援体制強化を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 先ほど町長より民生委員の職務の割り振りといいますか、そういった曖昧な職務の選別といいますか、そういうのがありまして、非常に本来の民生委員の仕事でない職務もあるように私も感じております。

また、民生委員だからということで、その他の充て職のようなことに就いたりということもございますので、本来の民生委員の仕事に専念できるような状況をこれからもつくっていかねばならないなと感じているところであります。

そこで、次に2点目、まんのう町の民生委員・児童委員の定数は主任児童委員4名を含む62名とのことですが、その定数の根拠と、実際の運用面でその定数は適正なのかをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋泰二郎議員の二つ目の御質問、まんのう町の民生委員・児童委員の定数の根拠と、実際の運用面でその定数は適正であるのかについてお答えいたします。

民生委員・児童委員の定数については、全国共通の制度として、国民全てが民生委員・児童委員の相談・支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準に従い、自治体規模や世帯数に応じて県の条例によって定数が定められております。

なお、定数を定めるに当たって、都道府県知事等は市町村長の意見を聞くこととされております。

全国では約23万人、まんのう町におきましては62名の委員がそれぞれの地域で活動いたしております。

民生委員1人当たりが担当する世帯数は人口減に伴い減少傾向にあり、少ない地域では30世帯、多い地域では300世帯を超えております。地域情勢により一概に世帯数の差と民生委員の負担が比例するものではありませんが、昨今の社会状況の変化により民生委員の活動は複雑化しており、ますます困難性を増している状況でございます。

今後、時代の変遷に即した地域割、また、定数の見直しを民生委員の御意見を伺いながら実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 よく分かりました。

そこで、ちょっと、今、定数の件ですけども、民生委員・児童委員というのは町民に一番近い窓口でありますから、窓口はやはり一つでも多いほうがいいんじゃないかと私は考えます。民生委員・児童委員の定数是正、定数を増員するとか減員するとかいうのは香川県の民生委員定数条例の変更を伴うことだと思いますし、先ほど町長もおっしゃられましたように、町長とかの意見を聞いてその定数を決めるということになっておるようですので、まず、この県条例ですね、そちらのほうを見ますと、本年の民生委員・児童委員の県下一斉改選の際に、丸亀市と三木町は1名増になるように改正されております。我が町としても少しでも多くの窓口、住民に近い窓口をつくるために、今回のこの12月の改選は無理として、3年後の改選までには定数是正のために県条例改正の働きかけをお願いできますでしょうか、お伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋泰二郎議員の三つ目の質問、本年11月末に改選を迎えるに当たり、民生委員・児童委員のなり手不足、後継者問題について、今後の活動支援についてどのような対策を考えているのかについてお答えいたします。

2019年12月時点（前回の改選時）で、全国約21万8,000人の定数総数に対し、任命された委員数は約20万7,000人、全国平均の欠員率は4.9%となっており、香川県においても定数2,214名に対し、21名欠員となっております。

本町の民生委員の平均年齢は66.5歳で、65歳以上の民生委員の割合は5割（51.6%）を超えております。

定年延長などにより、60歳以上でも働き続ける人が増え、なり手を見つけにくい現状が続いたことが委員の高齢化やなり手不足の要因となっております。

地域で委員の欠員を抱えることは近隣地区の民生委員への負担増となり、困り事の発見や解決のための関係機関との連携など、必要な支援に遅れが生じるなどの問題が起きる可能性もあり得ます。また、負担増はさらなるなり手不足を生む構造にもなりかねません。

新型コロナの流行や自然災害の多発によって、地域の見守りネットワークの重要性は増しています。その担い手となる民生委員のバトンを幅広い層でつないでいく仕組み、また、委員の活動をサポートできる体制づくりが必要と考えます。

そのためには、会社勤めの方でも引き受けやすくするための環境づくり、また、新たな

なり手候補となり得るボランティアの育成や、自治会との連携による役割分担で負担軽減を図ることも重要と考えます。

また、民生委員の認知度、特に委員の役割や活動内容がよく知られていないこと、加えて民生委員への活動費の低さもなり手不足の要因と思われます。

現在、まんのう町では民生委員1人当たり年間6万8,000円を活動費として支給しており、そのうち6万200円が国から助成されております。しかし、委員活動が多種多様になる中、交通費や文房具代、連絡通信費など実際に係る費用と比較すると、十分な水準ではないと考えております。活動費の助成額は国が基準を示しておりますので、その増額について県を通して国に要望するとともに、さらなる委員活動への理解と協力を広げるための広報活動を積極的に行うことにより、認知度の向上、また、活動しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 ちょっと先ほど質問したのと、次に質問しようと思ってた3点目等が重なってしまったんですけど、先ほど町長より民生委員の活動費について発言がありましたので、ちょっと確認なんですけども、具体的にお聞きしたいんですが、民生委員法第10条で給与を支給しないとなってますので、もちろん報酬、手当という形ではなくて、活動費として支給しているとのことなんですけども、この活動費なんですけども、どのような歳出科目から支給されておるのでしょうか。

○白川正樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 真鍋議員の質問にお答えさせていただきます。

民生委員のほうは報酬とか手当という形ではございません。年間の活動費ということで国のほうから助成されておまして、民生費の中から民生委員さんの活動費というところから支出をさせていただいております。

私も昨年から民生委員さんと一緒に会のほうに参加したりいろいろさせていただいて、本当にお人柄の人ばかりで、この金額で本当に心苦しいことで、たくさんお願いすることばかりでございます。何らかの形で、国のほう、県のほうを通じて、また報酬のほうを見直していただくか、もしくは、何らかの形でこういう実費に伴うようなものがまた出せないかということ、今後、ちょっと検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 福祉保険課長より活動費に関してですけども、今の活動費以上の仕事をしてもらっていると、非常に申し訳ないというお声をいただきました。

この活動費なんですけども、近隣の市町村と比べましても、先ほど町長もおっしゃられましたけども、非常に低い支給額でないかなと思います。

ちょっと手元に、私、調べましたんですけども、観音寺、大野原、豊浜の1市2町の合併協議会のときの資料なんですけども、旧観音寺市が11万6,800円、大野原町と豊

浜町が11万円という報償額だったようですけども、1市2町の合併で調整した結果、一番高かった観音寺に合わせて、新観音寺市では11万6,800円。この中には先ほどありましたように県からの6万200円も恐らく含まれておるんだろうと思いますけども、それに市のほうで上乗せをしている、まんのう町に比べたら大きな上乗せをしているということになります。

あと近隣中讃地区のとある自治体ですけども、そちらのほうは、もちろん先ほどの県からの補助金もあるんでしょうけども、月1万円、年に12万円支給されております。我が町の約倍の支給であります。

それと、これは県外なんですけれども、広島県熊野町、熊野筆で有名な町ですけども、そちらのほうでは、先ほどの県から来るような委譲事務交付金と書いてますけれども、これが同じように6万200円で、それとは別に町として月額1万円ということなんで、合わせて18万円ほど、これは非常に手厚い支給だと思います。

また、この熊野町の資料なんですけども、熊野町民生委員・児童委員に対する報償費支給事務処理要領として例規集のほうに記載されておまして、それをインターネットのほうで、私、確認して印刷しました。

それで、我がまんのう町のほうの例規集も確認したんですけども、皆さん、御存じの教育委員、農業委員、あと選挙管理委員などの役職に関しては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例というのがあります。そこに年額幾ら幾らとか、日額幾ら幾らとか明記されておりました。じゃあ民生委員・児童委員はどこに書いてあるんだとなりますと、民生委員・児童委員は、先ほども申しましたとおり、民生委員法に無報酬と定められておりますので、この条例の範囲外でありますので、もちろん記載はされておりません。

では、例規集の中にこの熊野町のような同様のものがあるのかと、民生とか児童委員とかで検索しました。何も例規集のほうではヒットがなかったです。

民生委員・児童委員は都道府県知事の推薦で厚生労働大臣が委嘱する、先ほど町長もそのように言われました。ですので、町として殊さら条例や要綱、要領を定める必要がないのかもしれませんが、地域住民の福祉増進に欠くことのできない役職です。こういった条例や要綱、要領を制定することで、民生委員・児童委員が他の特別職と変わらない重要な役職であると広く認識され、それが現在頑張ってくれている62名の委員さんの張り合いにもなります。民生委員・児童委員の現在の活動に見合った活動費に是正するのも大事ですし、こういった条例や要綱、要領に明記することで重要な役職であると、その存在を明確化するのも大事です。民生委員・児童委員という町民の幸せにつながる重要な役職の処遇改善は今まさに待ったなしの状況です。早期に、できれば来年度の予算編成までにはこういった処遇改善策をまとめていただければと思いますので、お伺いいたします。

○白川正樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 真鍋議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほどちょっと述べさせていただいたように、本当に私も1年間、いろいろな民生委員さんの方と活動と一緒にさせていただいて、本当に身近になっていろいろ相談いただいて、いろんな情報をいただいて、一緒に動くことが多いんです。

そのとき知ったのが、報酬はなくて、活動費が6万8,000円。あまりにも少ないかと、私、本当に思いました。今、町の執行部のほうですね、その旨をお伝えして、これは何とかちょっと改善をしたいということで提案はしておりますので、できるだけ早めというか、できる限り、なかなかいきなり報酬というか、活動手当がどっと上がるというのは、皆さん、少ないところで30世帯、多いところだと300世帯というところもあって、重要性というか、バランスもいろいろあるんで、そこら辺が公平に何とかできるよということ、今、提案のほうはしてございます。なので、またできるだけということ、対処させていただいたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 福祉保険課長より非常に心強い御答弁いただきました。

地域住民にとって一番身近な相談窓口である民生委員・児童委員ですから、その活動の停滞が1万7,000人を超える多くの町民に影響を及ぼします。町民の幸せのための充実した活動が行えるような支援や対策、処遇改善をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時05分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、12番、松下一美が一般質問を行います。

質問の内容は2点でありまして、公金横領に伴う債権回収と町の再発防止策を問うということ、2点目は琴平町との観光振興連携協定について問うものであります。

まず最初の公金横領に伴う債権回収と町の再発防止につきまして、この件に関しましては、平成31年4月22日に発覚いたしまして、その当時の財政調整基金の3億円余りの口座から数回にわたって引き出されたものであります。被害額は2,902万2,560円であります。

返還につきましては、令和元年の7月25日の20万円、そしてまた、同7月30日に6,330円、8月に5万円、9月に5万円、10月に5万円、12月に5万円、そして、令和2年1月15日に73万4,000円と、これは消防の退職金等も含めてと説明であ

りました。そして、令和2年6月17日の10万円が最後であります。それまでの返納額は124万330円であり、残高、残金が2,778万2,230円であります。支払い開始が本人においてされるまで進展が見られないのではないかと思います。早期にやはり住民に何らかの解決策を示すべきではないかと思っておりますので、町長の見解を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

この件につきましては、今までも御答弁させていただいておりますが、民事上の損害賠償請求権が発生していること、及び、刑事裁判において、元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べております。このことから、被害額の回収につきましては、3年の刑期を終えて社会復帰した後に全額返還を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えております。

なお、令和2年2月には、あるまんのう町民の方から、まんのう町は、今、大変な状況になっているようなので、このようなときにこそ力になり、お役に立てればと思います。有効に活用して、今後ともみんなで頑張ってくださいと、補って余りある高額の御寄附と御激励をいただきました。私たちといたしましては、この厚意を無にすることなく、善意の趣旨を十分理解、尊重し、有効活用に努めて、全職員一丸となって町民への信頼回復と町政発展のために誠心誠意取り組んでまいりる決意をいたしましたところでございますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 今、町長の答弁にもありましたけど、当然、本人において、責任を持って全額返済すべきものであるというのは承知しております。しかし、今の状態で、基金の穴が空いておりますというか、不足額のこの2,778万円につきましては、やはり早急に補填すべきものかと思われませんが、町長の今の答弁では、本人が支払いしていくんだということで、それを見守っていくような感じでありましたけど、再度、お伺いいたします。早めの解決策はないもののでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 この件につきましては、先ほども御答弁させていただいておりますが、民事上の損害賠償請求権が発生していること、及び、刑事裁判において、元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べております。このことから、被害額の回収につきましては、3年の刑期を終えて社会復帰した後に全額返還を求めて請求行為を継続してまいりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 その中で、弁護士も交えた中で、本人も仕事をしながらということで、生活もかかっているということで、その中で毎月5万円であれば支払いできるかなという話も一応伺っております。その場合でありますと、年間約60万円余りでありまして、今後返済については40年余りかかっていくのではないかと考えております。

その点から、やはり、本人には最終的責任を持ってやってもらうのは当然でありますけど、その間の基金の穴埋めといいますか、補填はやっていくべきでないかと思っております。その場合に、例えばでありますけど、未収金の補填に基金の運用益というもので補填するということは可能なんでしょうか。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 松下議員の質問にお答えします。

まず、この2,778万2,000円という損害賠償額というのは、あくまでも元会計室長に求められたものでございますので、この額を減らすということは、本人が返還しなければ減らないということになっております。

その補填ということでございますけども、基金のその2,700万円ほどの財政調整基金の補填という観点から言いますと、先ほど町長が申しましたように、寄附をいただいておりますものとか、いろいろ職員カンパもありましたけども、そういった寄附を充てるといって考えてございます。

それで、お尋ねのほかの基金からの運用益を充てたらどうやということでございますけども、基金につきましては各基金条例がございまして、運用益は特定目的基金であれば目的が決まっておりますので、そこに積み立てるということになっております。それでなかなかやっぱりそれを財政調整基金のほうに振り替えてというのは、ちょっとよく基金条例を見ながら考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 基金の運用については、やはり慎重に期すべきものもありますし、住民の理解がなければいけないものであります。

基金の規定によりますと、基金は最も有利で安全な有価証券に換えることができますから、住民の理解があれば、それによってできるだけ早く補填といいますか、算出のあれはできないものかと思えます。

その場合に、やはり日本の国債でありますと、今、利率も0.24でありますけど、アメリカ国債になりますと2.9と、数年あれば基金が二、三億円運用されれば、少しでも早く解決していくのではないかと思っております、1点は。

また、ふるさと納税に特例を設けて、それを補填に充てるということはできないのでしょうか。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 松下議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税でございますが、ふるさと納税は観光であったり、文化財であったり、そういった方の意思で、そういったところに事業に使わせていただくということで、それを損害賠償のほうに充てるということはできないものと考えております。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員　そこで、町長は、まんのう町がお困りでしょうからという、ある方の善意のお金もお伺いしております。そういう場合、住民は全くこの2, 700万円余りは不足したままの状態でおるといのように認識しておりますので、これは町長のほうから、こういうものをもって、補填すべき金額に値するものをいただいておりますというようなことは、町長から公表すべきでないんですか。ただ、本人のプライベートなことでありますので、個人情報でありますので、名前等々は控えさせてくれということでもありますけど、いただいた厚意というものは知らせてもいいんじゃないでしょうか。

○白川正樹議長　町長、栗田隆義君。

○栗田町長　松下議員さんの御質問にお答えいたします。

令和元年の11月にも運用基金で3,000万円ほど入っておりますし、また、先ほど申しました令和2年2月にも5,000万円ほどの寄附はいただいておりますが、全て財政調整基金のほうへ積み立てておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長　12番、松下一美君。

○松下一美議員　いろいろな難しい問題も抱えておるものでありますけど、できるだけ早くめどをつけていただいたらということをお願いしておきたいと思っております。それでは、町長のしっかりした対応を取っていただくようお願いしておきます。

次に、1番目の再発防止策を問うというところでありまして、最近、山口県阿武町では新型コロナウイルス対策の臨時交付金が正規の10万円の上、支給されたということで問題になっておりますが、これは4月8日に発生しておりまして、そのときの町の対応の遅れというのが問われているようでありますが、まんのう町といたしましても、こういう給付金というものは新型コロナに対してもありますし、今後も行われる予定があるのかと思われませんが、その場合のチェック機能、確認というのはどのようにされているのかお伺いいたします。

○白川正樹議長　町長、栗田隆義君。

○栗田町長　松下議員の2番目の質問、山口県阿武町では新型コロナウイルス対策の臨時交付金4,630万円が正規の給付金10万円に加えて容疑者に振り込まれた事件で、本町ではチェック体制ができていないのかについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス対策の臨時給付金につきましては、本町では2市3町で構成しております中讃広域行政事務組合（情報センター）で共通のシステムを構築し、福祉保険課で申請受付から支払いのための口座情報の入力及び支出命令書作成までを行っております。

システムへの入力の後、同姓同名等で申請者の取り違いがいか、また、口座情報等に入力誤りがないかなどのチェックは複数人で行うとともに、支払いデータの作成時にも申請書の枚数と支払いデータ件数のチェックを行い、また、並行して情報センターでも支払いデータのチェックを行うなど、二重、三重の確認作業を行っております。

会計室では福祉保険課から受け取った伝送データ引渡票に記載されている振替日、件数、金額と支出命令書に記載されている内容が一致していることを確認し、支払日までに指定

金融機関と最終チェックを行い、支出しております。このようなことから、チェック体制はできているものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 この給付の誤りというんですけれども、これはやはり本町にはないと思われまうけど、全国では何か所かあるようでありまして、福島県天栄村では1人当たりの10万円の給付を375世帯に二重に振り込まれるとか、寝屋川市においても993戸に10万円の上へ二重に振り込まれているようなケースが発生しておりますが、今後ともチェック体制をしっかりとお願いしておきたいと思っております。

それで、1番目の質問は終わらせていただきます。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○松下一美議員 2番目の質問は、琴平町との観光振興連携協定についてであります。

本年の4月4日に琴平町の総合センターにおいて、琴平町とまんのう町との間で観光振興に関する連携協定が締結され、観光情報の相互提供やイベントの共同開催などを通じ、効果的な誘客を図り、地域経済の発展を目指すところでありますが、本町における琴南、仲南振興公社等、道の駅等に今後どのように生かしていくのか、町長の考えをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下一美議員の琴平町との観光振興連携協定についての御質問にお答えいたします。

まんのう町と琴平町はお互いに持つ資源を有効に活用しながら観光振興における協力体制を強化し、効果的に観光誘客を図ることで両町の交流人口の増加と地域経済の発展、さらには持続的な地域の発展を図るため、令和4年4月4日に琴平町総合センターにおきまして、観光振興に関する連携協定の調印式を行いました。

連携協力事項につきましては、次の3点であります。

観光振興に係る情報共有、情報発信に関すること、一つ、観光振興に係るイベント共同開催に関すること、一つ、それぞれの地域の活性化及び持続発展に資することとしております。

琴平町の観光協会や旅館、ホテルなどで情報を共有し、発信することで、琴平町での宿泊者等がまんのう町に来町されることや香川県が四国の通過点となっていることから、滞在時間を延ばし、琴平町での宿泊者の増大も期待するところであります。

また、特産品におきましても、旅館、ホテルで食事に使用していただいたり、お土産品として取引していただく事業者の拡大も期待するところであります。

松下議員さんの、仲南地区にある道の駅「空の夢もみの木パーク」と琴南地区にある道の駅「ことなみ」をどのように生かしていくのかとの御質問ですが、琴平町観光協会や宿泊事業者等を通じて琴平町の観光客に両道の駅を紹介し、行き帰りの際に立ち寄っていただくことや、温泉ガストロノミーなどのイベント共同開催時に使用することも考えており

ます。また、旅行事業者にも情報提供することで、トイレ休憩の利用も期待するところ
ありますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 そこで、琴平町では金刀比羅宮もある関係でありまして、宿泊施設
も多く、年間250万人ぐらいは来訪されているようであります。

また、まんのう町においても満濃池、国営讃岐まんのう公園、ひまわりの里などで年間
約130万人ほどが訪れているようであります。

協定の締結に当たり、まんのう町の町長が、今、言われましたように、農産物を提供し
たり、共同のパンフレットの作成とかで、特産品の販売、ひまわりオイル、ひまわり牛と
かドレッシング等、これを各物産店において販売していき、連携を取ってやっていただき
たいと思っております。

今、町長言われましたように、具体的にといっても、今、出来上がったばかりでありま
すので、今後、いろいろな面で活用していただきたいと思っております。その点について、
今、町長が述べられたところでもありますけど、共同のイベントとか言われておりましたけ
ど、5月28日ですか、琴平のねぶた祭りがありましたけど、ああいうものも今後のイベ
ントの共同ということで視野に入れて考えていただきたいと思っておりますが、町長は今
後具体的に、今、言われた中でどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 松下議員の再質問にお答えいたします。

先般、行われました琴平町のねぶた祭りでございますが、その運営に関してボランティ
アスタッフとしてまんのう町からも7名ほど参加してございます。

また、今後、共同のイベント事業として、先ほど町長のほうからもお話ありましたよう
に、温泉ガストロノミーというイベントも共同で開催したいというふうなことを考えてお
ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 これは単なる連携協定で終わらせるのではなく、具体的に実のある
ものにしていただきたいと思っております。そういうことを町長にお願いして、質問を終わりたい
と思っております。

○白川正樹議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、石崎保彦君、1番目の質問を許可します。

○石崎保彦議員 2番、石崎でございます。どうも長時間お疲れ様でございます。た
だいま議長のお許しをいただきましたので、ただいまより通告に従い私の一般質問を行いま
す。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。私も4月の先般の選挙で議席を頂戴いたしま
した。皆様の思いを重く受け止めて、町政の今後の発展に尽力してまいりたいと思ってい
ます。

ますので、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

初めての一般質問になります。不手際等ございましたら、どうぞ御容赦いただきまして、お付き合いをお願いいたします。

私の質問は、一つは、今回、福祉タクシー券助成事業についてと、今後の満濃池周遊道路の整備活用について、この2点をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、一つ目の質問でございます。

福祉タクシー券助成事業について質問いたしますが、本制度はまんのう町内に居住し、住民基本台帳に記載された75歳以上の方と心身に重度の障害がある方を対象に、医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成することにより日常生活の便宜を図り、社会福祉の増進に資することを目的として、制定、運用されていると思います。

利用者側である住民本人とその生活を支える御家族の要望として、使用目的を限定せずに、通常の日常生活活動にも提供できるようにしてほしいという多くの声をいただいております。この用途における条件変更を求めたいのですが、いかがでございましょうか。本制度の予算、それから給付実績、用途拡大した場合の試算があれば、見解と併せてお答えいただきたいと思ひます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎保彦議員の、福祉タクシー券助成事業についての御質問にお答えいたします。

福祉タクシー券の利用の限定を見直し、通院以外の日常生活活動にも利用できる範囲を拡大してはどうかとの御質問ですが、現在、福祉タクシー券は75歳以上の方に500円券を24枚、身体または精神障害者手帳の1級・2級及び療育手帳[Ⓐ]、Aをお持ちの方に500円券を24枚、年齢と手帳の両方の要件を満たす方に500円券を48枚お配りしております。

また、その利用の範囲といたしましては、目的を通院に限定しており、使用できるタクシー会社は町内業者に限定しております。

近隣市町には、利用目的を制限せず運用しているところもございまして、そのような自治体の運用は、そもそも利用できる対象者を所得要件や障害者手帳等の交付を受けている方、さらに厳しいところでは人工透析を必要とされている方に限っているなど、本町の配布の要件よりもさらに厳しく、公共交通政策の目的ではなく、高齢者福祉、障害者福祉の意味合いが強いものとなっております。

御質問にございました予算、実績、試算ですが、今年度の予算といたしましては、876冊分、約1,052万円を用意しております。また、昨年度の実績としましては1,172冊、枚数にいたしますと2万8,128枚交付し、そのうち1万5,236枚が使用され、利用率は54.2%となっております。1枚500円ですので、762万4,000円の支出となりました。

試算は難しいのですが、仮に用途を拡大したとして、対象者約3,992名への交付率

60%、そのうち利用率も60%とした場合、利用枚数は3万4,491枚、1,724万5,500円が費用として発生する見込みでございます。

制度として利用範囲の制限を緩和すること自体は可能ですが、通院以外の利用について、どこまでが福祉タクシー助成事業の趣旨として適正なのかという問題があり、財政負担の観点からも、客観的に制度変更をしても問題ないか、情報収集を行いながら研究してまいりたいと思っております。

しかしながら、通院以外についても支援を必要とされている方がいらっしゃいますので、そういったニーズについては、買物支援等の他の支援や福祉・介護分野等の施策と併せて総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。詳細な試算もいただきまして、よく分かりました。

現在、高齢者福祉に関して実施しているあいあいタクシーとか介護のサービスもろもろあるんですが、施策全体の費用対効果を考えれば、財政の観点からも、当然、総合的なバランスは図らんといかんと思っています。本制度の利用者が本制度の活用によって、日常生活の中で社会との接点を多く持てる、これ、多分このタクシーのメリットと思うんです、自分で出向けますから。社会活動に参画できますよね。

買物ですと、持ってきてもらって、受け取る形になるんですけども、この接点を多く持てることと、日々の生活で出かけるという生活のリズム、これと、自分で買物をする、特に女性なんかはお買物が好きですから、そういう躍動感と刺激が生まれてくると思うんです。

これは、ひいては健康寿命を延ばすことになって、本人、御家族、それから御子息世帯への負担の軽減にもなりはせんかなと思います。ひいては健康保険財政にもよい結果をもたらしてくるのではないかなという気がします。

町が制定した本制度要綱の目的の第1条には、その目的を医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の便宜を図り、もって、社会福祉の増進に資することと定義されております。この日常生活の便宜を図るということが、本制度導入の第一義であるならば、医療機関への通院という縛りを外して、日常生活、日常活動にも使えるというふうにすべきではないでしょうか。この点を考慮されて、再度、御答弁をお願いしたいんですが。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員の再質問にお答えいたします。

福祉タクシー券助成事業の対象となる方々の買物などの外出機会の創出につきましては、認知機能の維持や近年問題となっております「フレイル」の予防に効果があると考えられますが、あいあいタクシー等の公共交通施策や福祉タクシー券助成事業のような移動支援につきましては、その見直しに当たり、町内には路線バスなど他の民間交通機関がござい

ますので、制度変更により利用者の流れが変わり、他の交通事業者への影響がないかなどのいわゆる民業圧迫とならないかや、特定の医療機関や商業施設などへの輸送が集中し、特定の事業者への過剰な利益享受にならないかなど、単なる1事業の見直しの枠を超えて考えていく必要がございます。交通事業者などの各関係者や住民の皆様との合意形成が不可欠でございます。

そのため、御質問の中にもありましたとおり、各施策の総合的なバランスを図りながら制度設計を行う必要がございます。

石崎議員さんおっしゃるとおり、自分で買物に行けるということは、高齢になっても自分の家で元気に最後まで暮らせるにことにつながり、それは介護費をはじめとする社会保険の抑制にもつながります。

そのためには、各単体の制度の見直しではなく、町内全体の公共交通の見直しとして、今後予定いたしております公共交通計画の策定の過程で、福祉タクシー助成券制度等の移動支援や買物支援等の他の支援、福祉・介護分野等の施策と併せて、関係者との合意形成ができる形を検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 前向きな御回答をいただきましてありがとうございます。心強い限りでございます。

この用途拡大の要望については、私、ちょっと振り返ってみますと、平成30年の12月定例会議の一般質問で、三好現副議長においても質問されております。その際に、通院以外にも買物支援等が必要であることは十分認識しており、他の支援制度と併せて複合的に考えていきたいとの町長様からの御答弁をいただいております。

重ねて早急なる御検討と対応を切にお願い申し上げて、私の一つ目の質問を終わりたいと思います。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。 (大西豊議員退席 午後2時42分)

○石崎保彦議員 ありがとうございます。そしたら、二つ目の質問に移ります。

今後の満濃池周遊道の整備活用について質問を申し上げます。

かりん会館をスタートし、雄大な満濃池を右手に眺めながら、五毛地区から林間コースの緑の中の散策、これを楽しみながら、森林公園から神野寺へ、待望の満濃池を一周できる周遊道が開通し、休日の来訪者も増えているとのうれしい話を耳にしております。

先日、私も議会だよりの掲載用の写真を撮るために、全行程8キロ、池の周りだけが、散策してまいりました。そのときの感想に基づきまして質問を行いたいと思います。

まず、かんがい用ため池として日本屈指で阿讃の山並みを借景にした風光明媚な満濃池を眺めながら周遊できる散策コースが開通したわけです。このまんのう町最大の資産、資源を生かして、本町への来訪者の増加、それも家族を中心にした県内や四国島内、関西圏

からのリターン客の確保を目指し、まんのう町の活性化や定住希望者増加の促進になればと思うのですが、この点について、栗田町長様のお考えを伺いたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。 (大西豊議員入室 午後2時43分)

○栗田町長 石崎保彦議員の今後の満濃池周遊道の整備活用についての御質問にお答えいたします。

満濃池を一周する周遊道は、長年、望んでいたことであり、平成18年2月に満濃池周辺地区整備計画を策定し、第1期・第2期と順次実施する計画で、第1期は満濃池北岸の町道五毛線を遊歩道としての整備と「ほたる見公園」から「かりん会館駐車場」までの道路開設を行っています。第2期の計画は、満濃池南側の遊歩道の整備計画でありましたが、満濃池周辺のゴルフ場が閉鎖されるなど、計画策定時と土地利用状況や周辺環境が大きく変化していることから、本計画は中断の状況となっていました。

その後、周遊道の線形を何度も修正し、平成30年10月に周遊道の線形が決定いたしました。満濃池周遊道の線形は既存の道を利用し、未道路区間の76メートルを令和2年度に開設工事を行い、令和3年度において、既設道路の修繕工事や案内標識・看板等を設置し、令和4年4月15日に待望であった満濃池周遊道が開通することになりました。

その間に、満濃池が平成28年に世界かんがい施設遺産への登録、令和元年には国の名勝に指定されました。名勝は国土美として欠くことのできないものであって、風致景観が優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いものとされています。長い歴史の中で生まれ、育まれ、そして今日まで守り伝えられてきた貴重な私たちの財産である満濃池を広く多くの方に満濃池の価値を知っていただき、現状を保存し、未来へつなげていくことが大変重要であると考えておりますので、自然に配慮したマイクロツーリズム的な観光や健康増進に活用していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。第1期、第2期に分けての工事、それからその経緯、よく分かりました。ありがとうございました。

自然景観あふれる変化に富んだ遊歩道になり、歩け歩け大会やミニマラソン、または国営公園との連携によるハーフやフルマラソン大会も多くの参加者が予想できる。にぎわいが確保できれば、限界集落化しつつある五毛地区にも新たな活力が生まれ、流動人口が増えることで、民間事業参入者による経済活動も期待できる。これはこの計画の当初にありました平成29年6月の定例会議で白川現議長の周遊道完成後の活用方法はこの質問に対して、町長の御答弁でございました。全く同じ趣旨のお言葉を、今、いただきまして、これはつながっておるんだなということで安心いたしました。

実にわくわくして、その風景が目につくような前の御答弁だったんですけども、私も微力ながら一緒に取り組んでまいりたいと思います。

それで、実際に先般、周遊してみても危惧を感じた点がありましたので、この場で御報告を申し上げたいと思います。

まず、五毛地区から香川県満濃池森林公園に至る区間において、池と道路ののり面の境界に防護柵がないんですよね、手すりといいますか。家族連れの子供等がのり面に近づいて、結構、足元に落ち葉とかがたまってましたんで、これで足を滑らせて、滑落する危険性をちょっと感じました。急峻な箇所が何か所もあって、子供が落ちた、助けに下りた親御さん、あるいは大人も遊歩道まで戻るのはちょっと困難というところが散見されました。

事故発生の場合に、遊歩道散策を行った家族の後悔、何でこれ来たんやとか、それから、周遊道に対する悪印象を招くとともに、管理者としてのまんのう町に対して損害賠償責任を求めることがあるかもわかりません。

現在計画中、あるいは、今後の整備計画、これは先ほどの第2期の計画になるかと思うんですが、包括的な施設賠償責任保険等の今の付保状況、こういったものについて御説明いただいたらと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎保彦議員の再質問、現在計画中、あるいは今後の整備計画及び包括的な施設賠償責任保険等の付保状況についての御質問にお答えいたします。

満濃池の南側の遊歩道は自然を楽しみながら散策することを想定しており、緊急時に車両が通行できる最低の道幅となっており、防護柵等は設置しておりません。南側の遊歩道は国の名勝指定範囲内でもあり、現状を保存していくことも重要であります。

しかしながら、特に危険な場所がある場合には、香川県及び文化庁とも協議してまいりたいと考えております。

施設賠償責任保険につきましては、町村会の総合賠償補償保険に加入いたしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。付保されているということで、とりあえず一安心いたしました。

場所柄、今、お話いただきましたように、非常に難しいところがあるかと思いますが、既に開通して自由に散策できる状態になっておりますので、可及的速やかに安全対策を講じてもらったらと思います。その間、注意喚起用の看板等を設置願えればと思います。

また、周遊道を歩いてみまして、この周遊道内の使用可能トイレなんですけども、かりん亭の屋外に1個あります。それから、かりん会館にあります。それから、五毛地区の集会所を契約して借りておるのがあります。それから、森林公園内に2か所あります。神野寺とほたる見公園、7か所あるんですが、数だけ見ると十分な感じを受けるんですが、昨今の中で、身障者が使用できるトイレはほたる見公園の1か所だけなんです。ほかは身障者の方はお使い願えない形です。

また、周遊道の行程はほたる見公園を除いた満濃池の円周だけですね、これを回るだけで約8キロを超えます、若干。私の足で約2時間を超える時間でした。かりん会館トイレから五毛の集会所トイレまでが約3.2キロ、それから、そこを過ぎて五毛集会所トイレ

から次の森林公園内のトイレまでが約3.5キロ、この区間において、トイレに行きたいと思った特に女性、それから子供さん、高齢者にとっては、かなり酷な距離ではないかと思ひます。

休憩用ベンチ等の設置とトイレの設置については、先ほどお話がありましたように、名勝指定とか、それから満濃池はかんがい用の池でございますから、満濃池の関係団体との折衝等も必要かと思料いたします。そこのところについて、今、こう進めてみようとか、計画とか構想がおありでしたら、その内容を、もしなければ、今後こうしていきたいんだというところをお示しいただけたらお願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員の再々質問にお答えいたします。トイレ及び休憩施設の今後の対応方針についての御質問にお答えいたします。

まず、トイレの設置場所につきまして、次のところがございます。かりん亭の屋外トイレ、五毛集会場のトイレ、香川県満濃池森林公園内の散策道、香川県森林公園の中央広場（駐車場横）、また、神野寺横の公衆トイレ、ほたる見公園公衆トイレと6か所にトイレがございます。区間で長短距離がありますが、既存のトイレを御使用いただければと思っております。

次に、休憩施設につきましては、満濃池の南側の遊歩道に簡易なベンチ等を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。もし私が家族連れで小さな孫なんかを連れていっておりますと、トイレですね、男の子ですとその辺でという話で済むんですけども、特に女性あたりはこの距離ですと苦勞するかと思ひますので、継続しまして、何か方策がいただければと思ひますので、引き続きお願ひいたします。

それから、せっかく念願の周遊できるコースが出来上がりました。今からの周辺整備と、それから分かりやすいパンフレット、実はこれがあつたんですけども、ちょっと小さいんですよね。ポケットに入るサイズでお作り願えたんかと思ひますんですけども、非常にちょっと案内が確認しづらうございますんで、こっちが満濃池の分なんです。これはかなり大きくできておりますので、そのあたりもちょっと今後改訂する場合に御参考にしてもらつたらと思ひます。

とにかくそこに人が集まつて、その風景と、さっきお話があつたように、本当に日本に、世界に誇る風光明媚な場所と思ひます。これだけの立地条件を持つてるところは、そう日本の国内でもないと思ひますので、ぜひこれを町の資産、資源として、人が寄つてきてくれる、中には定住者が、こういうところで住みたいなという感じで考えてくれる、そういう場所にしていきたいと思ひます。

これを町政でリーダーシップを取ってもらひまして、町民と我々みんながスクラムを組んで、誇れる周遊道にしていけたらなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それから、プラチナブルーって皆さん御存じですか。私、今回、歩いてまして、非常にうれしかったんです。プラチナブルーを見たことありますかとあるんです。これは職員の方が考えられたのか、業者の方のキャッチコピーか分からないんですけども、この満濃池をバックにして、非常にぐっと入ってくるフレーズなんです。物すごく好きになったんです。そうか、満濃池というのはこういうところなのかということのを改めて認識したんですが、これ、とても好きになったフレーズでございます。

来訪者の皆さんが、お越しいただいた方が、またあのプラチナブルーというやつを眺めてみたいということで、またあの道を歩きたいというような、ぐるぐるとリターン客の方が増えてもらって、そういった人の流れが起こってくれたら、そういったドラマにつながる町としての道筋、それから行程づくりをお示しいただけることを強くお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、2番、石崎保彦君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、6月8日午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月7日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員